

第百六十九回国会

参議院財政金融委員会會議録第七号

平成二十年四月十八日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

策瀬 進君

四月十六日

辞任

石井みどり君

坂本由紀子君

西田 昌司君

補欠選任

川合 孝典君

補欠選任

林 芳正君

中山 恭子君

尾辻 秀久君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

峰崎 直樹君

大久保 勉君

辻 泰弘君

円 より子君

愛知 治郎君

田村耕太郎君

委員

尾立 源幸君

大塚 耕平君

川合 孝典君

川崎 稔君

富岡由紀夫君

平田 健二君

水戸 将史君

森田 高君

横峯 良郎君

尾辻 秀久君

小泉 昭男君

椎名 一保君

田中 直紀君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

中央大学法科大学院教授

東洋大学経済学部教授

一橋大学大学院法学研究科法務専攻教授

慶應義塾大学経済学部准教授

大嶋 健一君

森信 茂樹君

高橋 洋一君

水野 忠恒君

土居 丈朗君

中山 恭子君

荒木 清寛君

白浜 一良君

大門実紀史君

森 まさこ君

中山 恭子君

大嶋 健一君

森信 茂樹君

高橋 洋一君

水野 忠恒君

土居 丈朗君

中山 恭子君

荒木 清寛君

白浜 一良君

大門実紀史君

森 まさこ君

中山 恭子君

大嶋 健一君

森信 茂樹君

高橋 洋一君

水野 忠恒君

土居 丈朗君

中山 恭子君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(直嶋正行君外七名発議)

○所得税法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名発議)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名発議)

○揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(直嶋正行君外八名発議)

○租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(直嶋正行君外八名発議)

○委員長の報告

○派遣委員の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

○委員長の報告

ための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案、以上七案を一括して議題といたします。本日は、七案審査のため、四名の参考人から御意見を伺います。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。議事の進め方でございますが、まず、森信参考人、高橋参考人、水野参考人、土居参考人の順序で一人十五分以内で御意見を述べさせていただきます。その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。 それでは、まず森信参考人をお願いいたします。森信参考人。

○参考人(森信茂樹君) ただいま御紹介いただきました中央大学法科大学院の森信でございます。ちよつと風邪を引いておりますので、声が通らないことを御了解ください。本日は、道路特定財源に関するのと、それから租税特別措置に関する私なりの意見を申し述べたいと思っております。まず、道路特定財源問題でございますが、この制度は、御承知のように、一九五四年に、道路の利用者である自動車の所有者やその燃料を使用した人が道路の建設、維持費を負担するという受益

者負担の原則の考え方です。特定財源制度の問題といいますが、一たび制度ができると必要が低下しても存続し続ける傾向があり、これを既得権益化するというふうには世間では言っておりますが、それから、歳入面での心配が余りありませんので歳出の方が甘くなり、入るを量って出るを制するというメリズムが働きにくく、非効率な歳出、税金の無駄遣いにつながりやすいということに常に見直していく必要があるというふうな考え方をしております。

道路特定財源は、九〇年代初めごろから制度疲労が始まっていたのではないかと考えております。しかし、失われた十年、いわゆるデフレ経済の中で経済対策とか失業対策、所得再分配政策として延命が図られてきました、制度の発足から半世紀を経て、ようやく制度設計も含めた根本的な議論ができる環境が整ったということだと思います。一般財源化すれば道路が福祉などと同じ歳出の枠内で優先度を問われることになり、歳出を削減する効果も見込めますので、この機会に是非改革を行っていただきたいと考えております。

ただし、特定財源制度そのものは決しておかしい制度だと私は思っておりません。受益を受ける人が必要な財源を負担すべきだという受益者負担の考え方に基づくもので、逆に言えば受益をしない人は負担をしなくていいわけで、その点では合理性があると思います。

ということをお願いするのは、今後、消費税を例えば引き上げることになれば、社会保障目的税、特定財源にせざるを得ないのではないかと考えるからです。国民の消費税が公共事業等の他の用途に使われたのでは、これは国民からすればたまたまのものではないということで、そこで今回の議論がまた役に立つのではないかとこのように思っております。

次に、暫定税率の問題です。
〇八年度につきましては、既に予算を組んでおります地方財政に与える大きな影響を考えると、再議決により元に戻すしかない私は考えており

ます。ただし、その際には、一般財源化をどう具体化するのか、道筋を明らかにして実現の担保を示さなければ国民は納得しないのではないかとこのように考えております。

問題は〇九年度以降でございます。〇九年度以降の税率、税率水準については、秋から始まる抜本的税制改革の中で議論することだと伺っておりますが、一般財源化するので受益者負担という支えがなくなってしまう、自動車ユーザーや関連業界の反発は避けられないと思います。この使途の妥当性や歳出面の無駄、公平、中立、簡素という税の原則に照らした課税根拠が厳しく問われることになると思います。それを国民に説明して納得しなければ、なかなか現行水準の維持は難しいというふうな考え方をしております。

私自身は、ここで税負担を軽減してガソリン価格を引き下げるというのはややポピュリズムの政策ではないかというふうな考え方をしております。石油価格が高騰したということは、価格メカニズムの中で、エネルギーを節約しろ、あるいは代替エネルギーを開発しろという市場の発せられたのではないかというふうな考え方をしております。それを税金を投入してまで消してしまうということは問題ではないかというふうな思っております。

また、我が国の環境問題への姿勢が国際的に疑われてしまうという問題もあると思います。私は以前から、納税者の同意を得るためには環境税に衣替えるしかないと思っております。また、そう主張してきておりました。ガソリンの消費などを抑えるために、暫定税率分の負担水準は維持しつつ、税収の使途は自由に、こういうことが環境問題を国民的に議論する大きなきっかけにもなると考えます。

欧州には、ドイツ、イギリスのような既存のエネルギー税をまとめて環境税と呼ぶものもある。スウェーデン等北欧のようにCO₂の排出量に応じた精緻な環境税、炭素税と呼ばれていますが、そういったものもあります。また、その使途も、年金財源に使ったり一般財源化が図られてい

たり、国の状況に応じてバラエティーがあります。国民からすれば環境税という話はやや唐突な感じが否めませんが、その辺りを抜本的税制改革の中でしっかりと議論すべきではないかというふうな考え方をしております。

いずれにしても、一般財源化の方向が打ち出されましたことはチャンスだと思っております。〇八年度からの暫定税率廃止という主張にこだわらず、このチャンスを生かして国民の立場から論じ合って合意を形成していただきたいというふうな考え方をしております。

次に、租税特別措置について申し上げたいと思

います。
租税特別措置と申しますのは、御承知のように、特定の納税者の負担を軽減することによりまして特定の政策目的の実現を図ろうとする税制上の措置であります。

平成十九年度ベースで減収額でその内容を見ますと、企業関係租特では研究開発減税、中小企業投資促進減税、情報基盤強化減税等があります。また別途、交際費の損金算入を制限する特別措置による増収もあります。したがって、一概に減税だけというわけではありません。

税務当局はまた、ここ数年、スクラップ・アンド・ビルドの原則で見直しを行ってきておりまして、新たな導入措置を上回る租特の廃止が行われており、総数は微減傾向にあるというふうな考え方をしております。租税特別措置のどこが問題なのかというふうな考えてみました。まず、特定の人の減税はその他の人の増税であるということで、租税特別措置というのは公平、中立、簡素という租税原則に反するものであるということ。したがって、政策効果や実施状況を常に検証して必要最小限に抑制する必要があるということ。しかし現実には、一度法定されまるといわれる既得権益化されて、必要以上に長く続く場合が多いと思っております。その原因は、予算措置が毎年の査定、国会審議を経るのに対して、租税特別措置といえますのは、法定時には国会の審議がありますが、その後はその

まま延長されがちで、財政資金の非効率な活用につながるといふ点ではないかというふうな考え方をしております。ここに最大の問題点があるのではないかとこのように考えております。

米国では、租税歳出、タックスエクスペンディチャーとして、議会で租特の全貌を報告して審議が行われる仕組みとなっております。我が国でも租税の透明化を向上させるということが課題となっておりまして、その際には、効果の検証に加えて、そもそも現在のよう複雑な経済の下で政府があらかじめ望ましい政策や投資を誘導するという方法よりも、市場メカニズムに任せただけが効率的だという規制緩和の観点からの見直しも必要ではないかというふうな考え方をしております。

ただし、すべての租特が悪いということではありません。また、新規事業を優遇する場合には受益企業は限定されざるを得ず、個別企業が租特の恩恵にあずかるということ自体は不思議なことではないと思っております。いずれにしても、バランスの取れた見直しの議論が必要だというふうな思っております。

難しいのは政策税制の位置付けだというふうな考えております。とりわけ平成十九年度以降、大規模な研究開発減税が実施されて、我が国経済のデフレ脱却に向けて大きな成果を上げてきたというふうな認識しておりますが、こういった政策税制を今後どういうふうな考えていくかということは法人税減税の問題とも絡む難しい問題だと思っております。

この点につきまして、政府税制調査会は次のように述べております。研究開発減税は、経済の将来の発展の基盤となる技術革新のための積極的な投資を促し、これによる生産性の向上等により、持続的な経済成長に寄与している、表面税率である平均実効税率は、企業立地先や投資先の決定、利益移転に影響を与える一方、政策税制等も考慮した限界実効税率は投資額の多寡に影響を与えるとの理論的整理がなされていると云っております。これは、経済が正常でないときには特定の政

策税制が非常に有効な場合がありますが、しかし、経済がデフレを脱却し、正常化した場合には、政策税制を廃止して、その財源で法人実効税率を引き下げると、こういった方が望ましいのではないかとこのように示唆しているようにも読める文章でございます。

つまり、将来的に法人実効税率の引下げが必要となる場合には、法人税の課税ベースを広げることにより財源を捻出する必要があると思いますが、その際には現在最大の減収額を持つております研究開発減税の取扱いを含め、租税特別措置の問題が改めて問われることになるのではないかとこのように思っています。

最後に、簡単に租税透明化法案について述べたいと思います。

企業関係の租税特別措置について、その適用数や増減収等の情報を収集し、その効果を検証することは極めて有効なことだと考えます。そこで、政策評価や効果の検証を行う観点から、業種別あるいは資本金別の利用実績が公表されることは大きな効果があると考えます。ただし、企業特別措置の個別企業ごとの公表ということになりますと、企業機密の問題や公示制度との整合性の問題もあり、やや問題があるのではないかとこのように考えております。

私の意見は以上でございます。

ありがとうございます。

○委員長(峰崎直樹君) ありがとうございます。次に、高橋参考人をお願いいたします。高橋参考人。

○参考人(高橋洋一君) どうもありがとうございます。今御紹介いただきました高橋洋一、東洋大学教授でございます。

ちよっと前まで役人をやっておりました、四月一日だったんで、いきなり呼ばれて、私もびっくりしたんですが、恐らく私が呼ばれたことについてびっくりしている人もいます。

いずれにしても、本日このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は三点ほど話をしたいと思っております。第一はガソリン税、特定財源の話。二番目はいわゆる埋蔵金の話です。三番目はそれらを使った若干の具体的な政策の話について述べたいと思っております。

まず第一のガソリン税、特定財源について述べたいと思っております。この問題は、実は、税が課される観点というのと税が使われる観点という二つの観点から考えることができると思っております。

まず、税が課される観点でございますが、経済学では最も有力な考え方というのは、自動車利用に伴う排気ガスなどの環境汚染、これを経済学の言葉で外部不経済と呼びますが、つまり、利用者が費用を払わないで済みますが、社会的な観点からは経済損失となるものでございますけれども、この負担を利用者に求めるといういわゆるピグー税の考え方が有力でございます。ピグー税というのは、御承知のとおり百年ぐらい前の経済学者でございますが、この考え方はその後長い間の風雪に耐えたものでございます。このため、環境問題に敏感なヨーロッパではガソリン税は高いということになっております。

さらに、もしピグー税とするならば、二酸化炭素排出の原単位に応じて課税すべきということも言えます。もつと言え、暫定税率というのは、暫定ではなく本則税率、つまり恒久税として組み入れるべきということも言えます。

なお、このピグー税については、本来、使途を特定して課するのではなくて、つまり、それを温暖化対策とかのために特定して取るという人もいますけれども、時々、環境税という言葉で、環境的に使うという人がいるんですけど、実はこのような考え方というのは正統的な経済学から見れば、ちよっと正統化は難しいと思っております。

次に、税の使われ方の問題なんですけれども、道路特定財源というのは、その名のごとくですけれども、もし投資基準で公共投資をするという考え方があるのであれば、その考え方とはちよっと矛盾

するようなことが言えると思っております。つまり、道路特定財源というのは、投資基準があるという立場に立てばちよっと合理的な説明が難しいと思っております。経済学ではそのように、公共投資というのは実は投資基準を満たしたもので行おうというので、一般財源化というのがまず原則になるのかと思っております。

真に必要な道路とよく言われます。それが何かということになるんですけど、これを経済学の言葉で言えば投資基準を満たしているものということになるわけなんですけれども、その場合、釈迦に説法かもしれませんけれども、ベネフィットがコストを上回る、要するにいわゆるBパイCというやつですね、これが一を上回るんであればその公共投資を行い、一を下回るんであれば行わない、ただこれだけでございます。このコスト・ベネフィット分析というのも実は長い歴史が多少ありまして、先進国では大体五十年ぐらいの歴史があるんじゃないでしょうか。

このBパイCというのは、実は事前と事後という二つの概念があるかと思っております。この事前というのは、需要やコストなどを完成前に推計をして、それを用いたコスト・ベネフィットの分析であります。事後というのは、文字どおり実際の需要量とかコストを測ってやるやつです。実際の需要量というのが予測を下回るといのは間々ある話です。それとあと、実際のコストが事前を上回るといのも間々ある話でございます。

ということ、実際、公共投資するときには事前のBパイCしか分からないんですけど、じゃ一体、事前のBパイCが一以上だったらいのかという、それは一以上が事後もそうであつたら全くそのとおりでございますけれども、今申し上げたように、需要の予測というものは下回ることが多くて、コストは上回ることがあるということですから、そうすると、事後に一を上回るとい形です。つまり、事前のBパイCというのは、じゃちよっと一以上じゃなきゃいけないんじゃないかというのが普通だと思っております。

例えばヨーロッパなんかでは三以上、昔、私はちよっと海外にいろいろこの手の話を聞きに行つたんですけど、四という国もありました。要するに、事後、事前というのをよく見て、事前で三とか四でしたらほとんど事後も一以上でしよう、そんなようなことでやっている国が多いように見受けられます。

以上のように、ガソリン税につきまして、環境のために高い税率を課したり、一般財源として厳格な投資基準で公共投資を行うという説明というのは恐らく経済学的には正しいんですけど、それで、かつ先進国で採用されると思いますが、これについても、我が国ではこれまで五十年以上わたつてガソリン税は道路のためにという説明をしてきておまして、それとは違うということが現実問題であろうかと思っております。

ですから、時間は掛かると思うんですが、是非、国会におきましてこの世界標準の考え方が広く国民にも納得されるように努力していただきたいというふうに考えております。

第二に、その関連でいわゆる埋蔵金、これは正確には埋蔵金候補ですけど、この話をしたいと思っております。

実はその埋蔵金候補というのはBS上の資産・負債差額でございます。埋蔵金、埋蔵金というんですけれども、私がやっていたときは実は埋蔵金だったんですが、今はBSがたぶん出ているんですけど、言わば今は露天掘りです。ですから埋蔵金ではないという、見ればすぐ分かると思っております。本日は時間の制約がありますので、各特会ではなくて財政融資特別会計の金利変動準備金についてのみ述べたいと思っております。

この準備金というのは金利リスクのためと説明されております。ただ、二〇〇一年の財投改革から財投債というのが発行されるようになりましたんで、言わば資産と負債のミスマッチというのは限りなくゼロに近くできるものになっているはずなんです。ただ、財政当局の方は金利リスクの存在を認めながら、金利リスクがあたかも外部変数、外

から与えられたかのように、与件のように説明をしまして、五%の積立金を正当化しているというのが現状だと思えます。

しかし、これは金融をやっている人だったら直ちに分かるんですけど、この金利リスクというのは外から与えられるものではなくて、自らのようにするかというふうな管理するものです。民間金融機関であれば収益を稼ぐのは当然ですから、このリスクを取らなければ収益を取れないという意味で金利リスクを取るといことはある程度は容認できるかもしれませんが、国では必ずしも収益を稼ぐ必要がないわけですね。そうなりまして、果たして国の政府活動としてリスクを取ることが適切なかどうか、もし損失が出た場合には最終的には国民負担になるわけなので、国民の納得も得にくいものだと思えます。そもそもその金融活動自体を政府活動としてどこまで行うのかというの疑問があるかと思えます。

いずれにしても、その財投債により金利リスクはほとんどゼロにできるにもかかわらず、一定の金利リスクを取って、そのために一定の積立金が必要とのロジックというのは果たして国民がどの程度納得できるんでしょうか。国民は政府にあって金利リスクをと思わないかもしれませんが、その結果、積立金を取り崩せて財政再建に貢献できるんであれば、なおさらそう思うかもしれないと思っております。

いずれにしても、この財政投融資の資産・負債差額、埋蔵金候補は国民の財産です。その使道を決めるのはまた国民でありまして、国会であると思えます。国民の意向を無視して役所とかそういうのが決めるものではないというふう

に思っております。

最後に、ちょっと政策の話ですが、いわゆる埋蔵金というものです。財源対策だけということであれば、昨年に発掘というが出てきました埋蔵金九・八兆円を利用することが多分事務的には物すごく簡単な話じゃないかと思えます。これは財政融資特別会計のただ金利変動準備金を取り崩

したものでなければ、二十年の国債発行計画によれば、九・八兆円というのは、市中から三兆円、それと財政融資資金から三・四兆円、それとあと日本銀行から三・四兆円という形で買入れ消却をするという形になっています。

本来、これを、民間にマネーをたくさん出すという立場であれば、これは恐らく全額、本来は全額九・八兆円を市中からの買入れ消却にした方が多分経済政策としていいと思えます。そうすれば、恐らく市中から九・八兆円、三兆円じゃなく九・八兆円にすれば長期金利はそれだけ下がると思えますし、現在、景気が先行き不安のある中でこれは多分立派な景気対策にもなり得るのかなと思えます。

そこで、その考え方をちょっと敷衍していきますと、例えばですよ、例えば九・八兆円のうち三兆円だけをこれをほかの用途に使う、まあ何でもいいですけどほかの用途に使う、それで残りの六・八兆円を市中からの買入れにすると、こういうパッケージにしますと、これは今の計画よりかはより市中にマネーを供給するという形になるんで、より金利が下がる効果が今の計画よりあると思えますし、更に言えば、それと同時に財源対策にもなり得るということでございます。

そうした上で、そういうふうな国債償還のために九・八兆円を使うということをやったと変えた上で、三兆円を普通の財源、もしその六・八兆円を国債償還で使うという上で、与党が一般財源化の修正をして、一方で野党の方が暫定税率分の引上げ、それと恒久化というのの修正を行えば、これは多分すごい立派な政策になり得るんじゃないかなと思っております。

国会としてそのような政策論議を是非やっていた方がいいなというふうに考えております。

以上でございます。

どうもありがとうございます。

○委員長(峰崎直樹君) ありがとうございます。

次に、水野参考人をお願いいたします。水野参

考人。

○参考人(水野忠恒君) ただいま御紹介いただきました。一橋大学の水野でございます。今日は財政金融委員会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

今日は、主として税制改正法案についての審議と承っております。私自身専門は、租税法と申しますが、租税を法律的な側面から検討するという研究を長らくやってまいりました。本日は、意見陳述項目という形で六つほど並んでおりますが、時間の制約もございますので、特に公益法人制度改革と税制、それから揮発油税等のいわゆる暫定税率の問題、この辺りに焦点を当ててお話ししたいと思っております。

まず、今回の税制改正法案に対する自分自身の考え方でございますけれども、言うまでもなく、現在、少子高齢化それからグローバル化が進んでいる中で経済社会の構造自体が大きく変化している、これに対応して、税制改革としましては、近年、経済社会の活力を維持向上するという観点と、他方で将来に向けた持続可能な財政運営を可能にするという、この大きな問題二つにどう対応するかということが求められております。

その観点から平成二十年年度税制改正法案、これを拝見しますと、まず、財政事情にどのように対応するかという点、それから、具体的な論点として、公益法人制度改革にどのように税制が関与したか、さらに、国際課税それから金融課税といったものについて様々な課題に対応した税制改正が行われております。他方で、先ほど経済社会の活力の維持向上と申しましたが、それに対応して研究開発税制やエンジェル税制といったものも盛り込まれております。全体としてバランスの取れた改正案ではないかと思っております。

二番目に、公益法人制度改革への税制上の対応ですが、もう今から五年前になるかと思えますけれども、当時、税制調査会の中で非営利法人ワーキンググループといういわゆる作業部会が設けられまして、そこで私が座長をさせていただいた関

係で、それ以来公益法人制度改革には非常に関心を持ってまいりました。特に平成十八年に、公益法人三法と申しておりますけれども、いわゆる今後の公益法人の在り方を考える、またその仕組みにつきましまして平成十八年に改正法が成立しております。それで、実際の施行は本年の十二月ということで、平成二十年年度税制改正の中に公益法人に対する課税というものを検討する必要があるわけでありまして。

このことについて、多少技術的な側面も入りますが、お話をさせていただきまして、まず、公益法人制度改革三法が作られた折に、国会審議の際の附帯決議で「民間の担う公益活動の促進及び寄附文化の醸成を図る観点から、適切な税制上の措置を講ずること」と、このように附帯決議がなされております。言わば、民間の担う公益活動、これを促進するような税制であってほしいということでございますが、この観点から今般の税制改正案も作成されていると考えております。

まず、内閣府に中立的な公益性を中立的に判断する第三者機関というものが置かれております。これは公益認定等委員会と申しておりますけれども、そこで、今回は、新しい公益法人制度の下では主務官庁を離れまして公益認定等委員会という委員会が公益性を認定するということになっております。それにつきましては、公益法人三法の中に公益性の認定の基準というものが一応示されておりますが、更に細目についてガイドライン等を作成しているところと伺っております。

その中で税制の果たしている役割ですが、これは大きな改革でございますが、従来、いわゆる特定公益増進法人という認定を受けた法人、公益法人は二万数千ございますけれども、その中で特に優良な公益法人であると言われた特定公益増進法人、特増と言っておりますが、このような認定を受けた法人に対する寄附については寄附金の控除が認められる、言わばそれによつて寄附金を募つて公益的な活動に従事することができるということであります。今回の一番の目玉と言つてよろ

しい税制改正ですけれども、公益法人、具体的には公益社団法人、公益財団法人という言葉を使っておりますが、これに認定されますと、文字どおりそれ自身が特定公益増進法人というカテゴリーに入りますので、寄附者は寄附金控除が受けられるということになっております。言わば文字どおり民間の担う公益活動というものを推進していく一つの環境がつけられているということが言えると思います。

それから、第二点ですけれども、これは、従来、公益法人に対する課税というものは三十三業種の収益事業に限って課税を行う、言わば業種に応じて収益事業に課税したということであつたわけですが、今回、公益法人関連の法律の中で公益目的事業というような言葉が出てまいりまして、それに対応しまして公益目的事業から生じた所得については非課税にするという改正案が出されております。言わば公益目的の事業を促進するため、そこから生じた所得については非課税になるという特例ですけれども、このような形で民間の担う公益活動というものをここでも促進を図っているわけであります。

それから、第三点ですけれども、従来の公益法人は二〇%のみなし寄附金と言っておりましたが、収益事業から生じた所得、収入のうち二〇%を寄附金とみなして言わば課税の対象から外すことができたわけですが、今回の公益法人改革におきまして、それに対応した税制としまして、実際に公益目的に支出する、公益目的の事業に対して支出したような金額はすべてみなし寄附金、まあ寄附金とみなされる、言わば課税の対象から外れるということでありまして、一言で申しますと、公益的な活動に対して収益事業から生じた収益を使った場合であってもこれは課税の対象にならないという、非常に大胆な制度、税制が検討されております。

以上のように、この度の公益法人税制というのは、全体としまして国会の附帯決議で言われております民間の担う公益的な活動、これに沿った

内容になっておりまして、時代の方向に即したものと十分評価できるものであると考えております。

なお、最近のことですが、公益法人につきましても、道路関係の問題としまして、いわゆる道路予算の執行の在り方として不適切な面があるのではないかと、これが公益法人の中にもそのようなことに利用されている法人があるのではないかと、このような報道がなされ、また福田首相からもそういうことに対する御意見が出ておりますけれども、特に行政と密接な関係にある公益法人に対して集中点検を実施すると、それによって補助金や委託費等の支出の無駄を是正するという方向が示されておりますが、公益法人、新しく十二月から認定のやり直しということになっておりますけれども、それに合わせて、こちらの道路予算関係から、その他様々の問題を公益法人は抱えておりますが、新たな公益法人制度が運用される十二月までにいろいろの問題点を解消していただきたいと思っております。

それから、三番目が、ここでは特に金融所得を挙げておりますけれども、具体的には上場株式等の配当、譲渡益、この軽減税率を廃止するということがなされております。この軽減税率というのは平成十五年度に当時の経済マーケットの情勢を踏まえて暫定的な市場対策として採用されたものでありますけれども、今回の改正は、言わば中立性の観点に立つて金融商品についてはできるだけバランスの取れた課税をするという、いわゆる金融所得課税の一体化ということが言われておりますけれども、その一歩として軽減税率を廃止するという方向が示されております。このような改正は経済活性化とのバランスに配慮したものとして評価できるのではないかと考えております。

それから四番目が国際課税ですが、国際課税は現実の税制としましては非常に複雑な面が出ております。他方で、裁判所の判決の中に、最近では国際的な経済取引を利用した課税逃れですとかそういう問題が非常に注目されて、またそのような

判決が新聞等に取り上げられる機会が非常に多くなっております。現実に、今回の二十年度税制改正法案についても言えることですが、非常に、例えば裁判例で国が勝つこともあれば負けることもありますけれども、言わば国際的な場面を利用した租税回避、課税逃れに対してはできるだけ早く立法で対応するという姿勢が最近明確に示されております。今回の二十年度改正につきましても幾つかの改正案が示されておりますが、これは今後ますます進んでいく国際化、グローバル化を考えますと適切な措置ではないかと思っております。

それから五番目が揮発油、いわゆるガソリン税等の暫定税率の問題ですが、既にお二方、御意見を伺されておりますけれども、これは、元々は揮発油税といったものの、言わばガソリン税ですけれども、この道路特定財源というものはそもそもは受益者の負担というものを考え、言わば道路に利用して道路を利用する自動車の利用者について負担を求めると、そういうことで目的税であつたり、言わば特定財源という限定した予算が認められてきたわけですが、失礼しました、言いがちよつとあれですが、言わば特別会計というものが認められてきたわけでありまして、以前から言われておりますのは、このような特別会計というものは財政の硬直化を招くということを言われておりますけれども、それが現実の問題になりましたのが今の状況ではないかと思っております。

これについては、特に、時間の関係で今御意見を述べる時間なくなつてしまいましたんですが、言わばこれを環境税との関係で議論されるという試みがなされております。実際問題といたしまして、現実に我が国のガソリンのほぼ半分が税金になつておりますけれども、諸外国に比較して、このようなガソリン、揮発油に対する税負担というものは、やはりいわゆる炭素化合物の排出を抑えるという意味でどうしてもこれは避けられないものではないかと思っております。

お話をまとめるようにということになりましたので、六番目の問題、ごく一言で申し上げますと、言わば税制改正法案、これが成立をさせないと先へ進めないわけでございますけれども、仮に成立した段階でどう考えるかということ、これは適及させることが認められるかどうかという法律学ではかなり大きな問題がございますが、言わば特別措置など納税者、企業の利益になるものは、これについては適及させる方向で検討することは可能であると思ひます、そうでない、税金を重くするような措置につきましては成立以降について適用すると、このような考え方で適及立法を考へるべきではないかと思っております。

ちよつと時間を過ぎてしまいましたが、私の陳述を終えさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(峰崎直樹君) ありがとうございます。次に、土居参考人をお願いいたします。土居参考人。

○参考人(土居文明君) 慶應義塾大学の土居でございます。今日は、このような形で皆様の前でお話をさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私の意見の表明は、お手元に横長の参考資料を御用意させていただきまして、この参考資料に沿いながらお話をさせていただきますと存じます。

今、この場で税制関連法案が審議されておりますけれども、私は、これらの法案に関連して四点左右指摘をさせていただきたいと思ひます。

証券税制に関連する点にございましては、私は金融一体課税に向けた取組として評価できる点が多いと考えております。特に、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入するという点は、まさに今後様々な金融商品の所得に関連して損益通算を一体的になすということで、まさに金融所得の一体課税、これがだんだん進められて、より完成度の高いものに仕上げていくと

いう意味では一里塚として重要なものだと考えております。

二点目の租税特別措置に関連するところでありますけれども、租税特別措置の透明化ということは極めて重要でありまして、非常にいい問題提起が今国会で出されていると考えております。当然のことながら、その租税特別措置の効果を検証するということも極めて有意義なことでありまして、これも積極的に今後取り組まれることを期待したいところであります。

ただ、その方法については十分注意する必要があると考えております。業種別だと資本金別という形で、マクロ経済の中で租税特別措置がどのように効果を持っているかということを検証することは非常に重要なことでありますが、個別企業が一体幾ら恩恵を受けているかということを事細かくあげつらうということになりますと、他国ではそういうことをしていないという点をかんがみますと、日本企業だけ世界経済の中で不利になるという可能性があり得ます。

例えば、租税特別措置をこういう形で使ったということが個別企業の中で分かれますと、しかもその金額まで分かれますと、その企業はどれぐらい設備投資を何に使ったかということが分かってしまつて、企業戦略が間接的に漏れ出てしまうという可能性が有ります。そういう点はやはり、細かく検証する必要があるにしても十分な配慮をしていただく必要があるのではないかと考えております。

それからもう一つ、租税特別措置という日本語にまつわる議論の混乱があると思っております。そもそも世界的にはタックスエクスペンディチャーという言葉で称されておまして、つまりいったん国庫に税金を納めるという前に税法上で措置をして、事実上補助金を与えるかのような形で措置をする、政策を講じるということであり

ます。一般論として、タックスエクスペンディチャーはどんなやり方でも全然効果がないとか、すべて

悪いものだという議論はどこにもありません。もちろん有効なものや無効なものがあるということなのであります。当然ながらその租税特別措置というものは、タックスエクスペンディチャー、いわゆる租税歳出という言い方で呼ばれますけれども、それと重なる部分も多いわけですが、必ずしも租税特別措置法の中に書かれているものだけがタックスエクスペンディチャーに該当するものではないわけでありまして、本則の税法の中で既に事実上、租税負担を減免するというような形で恒久的に認められているものもタックスエクスペンディチャーに入るものがあつたりいたします。

別の言い方をいたしますと、租税特別措置というのは、期限があつて、そこで特別措置法で措置されているものと思いがちなわけですが、税法内で本則で認められているものもあつて、ひよつとすると、本則の中に恒久的に認めるということよりかは期限を切つて政策の効果を上げる形にした方がいいものもあつたり、ないしは租税特別措置法の中で事実上恒久化しているものも毎回毎期期限が切れるたびに更新しているというようなものもあつたりするところがあると思ひます。

ですからそこは、本則のものと租税特別措置法の措置とをきちんと再整理をして、恒久的に認められるものは本則に入れるとともに、本則にあつても期限を切つてもいいものについては租税特別措置法の中で規定するというような整理があつてもいいのではないかと今ふうに考えております。

それから、今回の提出法案の中では必ずしも明記されてはおりませんが、既に方向性として示されております中小企業の事業承継税制については、これは中小企業、さらには地域経済の活性化という観点からも重要な制度の導入であると考えておまして、この積極的な活用が期待される

ところでありまして、道路特定財源のことでありま

すが、参考資料は三ページの方に移つていただきたいと思います。

道路特定財源の暫定税率に関連いたしましてはいろいろ議論が上がつております。これまでに既に議論されていることの中で論点を挙げますと、真に必要な道路を造るためには必要なんだと。ないしは、別の言い方をすると、無駄な道路を造らないということであるならばそんな税率は要らないんじゃないかという話もありまして、さらには、昨今の原油高によつて低所得者に対して配慮するために暫定税率を撤廃するということが必要なのではないかという議論もあつたりいたします。

さらには、先ほど来からも出ておりますけれども、地球温暖化対策のためには、暫定税率を廃止してしまつとそれに逆行するのではないかとこの意見もありまして、とにかく議論は錯綜しておるわけでありまして。

そこで、私が有用でないかと思う経済学の概念を一つ御紹介させていただきますと、ティンバーゲンの原理というものがございまして、これは、政策の目標をうまく達成するには、政策目標の数と同じだけの政策手段がなければならぬということとであります。ちよつと違つた例えでいいますと、連立方程式の方程式の数と同じだけの変数の数がなければ、その方程式はきちんとした答えが見付けられないということと似たようなものであります。二つの方程式の答えをきちんと見出したときには、変数は二つでなければならぬということとであります。

そういう観点からいたしますと、暫定税率に関連しては、まずそもそも暫定税率自体を残すのか、残さないのかという問題、それからもう一つは、そもそも道路予算として一体幾ら支出すべきなのかという歳出面、歳入面の二つの手段を持つております。

ところが、今挙げさせていただきました論点は三つありまして、三つの目的を同時に二つの方法で解決するということはできないこととあります。ですから、やはりそこは、例えば原油高に対

する低所得者への配慮というのは、これは暫定税率の問題で解決するものではなくて、むしろ社会保障の方できちんと手当てするというところで決着を付けていただく。

それとともに、もう一つ、真に必要な道路を造るとか無駄な道路を造らないということに関連しては、これはまさに道路歳出をきちんと精査すると、支出面からきちんと吟味することが大事だと考えます。

そして、もう一つは地球温暖化という問題であります。さすがに暫定税率を撤廃すると地球温暖化対策に逆行するところがあります。やはりそのためにも暫定税率を維持する。暫定税率を維持すると無駄な道路がでるではないかというところに対しては、もちろん歳出面できちんと精査して、真に必要な道路を造るという形で議論をするということが必要だろうというふうに考えております。その意味で、暫定税率を維持しつつ道路歳出を厳しく精査するということによって、これらの二つの目標を同時に達成することができたらうと考えております。

少し観点をえまして、埋蔵金に関連するところ

で私が考えているところを述べさせていただきます。埋蔵金について、埋蔵金がいつまでも掘れば埋まっていって見付かるといふようなことで議論をされていると、なかなか真に必要な財政政策のあるべき姿というのが議論されないというふうな印象を持っております。その意味でも、できるだけ早くきちんと埋蔵金論争に打ち止めをしていただいて、冷静に税財政のあるべき姿を議論していただくということが必要なのではないかというふうな考えをしております。もちろん、その埋蔵金は、臭い物にふたをするのかのごとく、何も精査せずにそのままふたをして終わりにしてしまつたということを私が申し上げたいわけではなくて、客観的にその存在ないしは使い道についての議論が必要だろうというふうな考えをしております。

埋蔵金というのは、多くはストックとして存在

するということでありますから、当然このストックについては、活用方法についてはストックからストックへと、ストックはストックへという原則を貫くべきだと考えております。その意味では、政府の債務削減に充てるのが本筋であって、その年々の行政サービスに使うということは本来なじむものではないと考えております。少しやゆして言えば、埋蔵金を見付けたと言つてそのお金を結局は無駄遣いしてしまつたのでは元も子もないのであります。その意味では、埋蔵金がもしあれば、それはストックからストックへという形で決着を付けていくということが必要だと思ひます。

さらには、一つ代表的に挙げられているのは、財政融資資金特別会計の金利変動準備金ということでありますけれども、この金利変動については、もちろんリスクをできるだけ減らすように努力するということは必要であります。経済学の中でリスクを完全にゼロにする、ないしはできるだけゼロに近づけるということがどこまで本当にできるかというのは必ずしも自明なことではありません。あくまでもゼロに近づけるという努力は必要なんだけれども、いつ何とき想定していないリスクが突然発生するというようなことも起こり得るわけでありまして、そういう意味では、リスクを完全になくせないということであるならば、きちんとしかるべき準備をしておく必要があるというふうに考えております。

続きまして、埋蔵金の在りかとしてもう一つ挙げられているのは独立行政法人に関連するところであります。独立行政法人に関連するところでは、資産・負債差額が丸ごと直ちに埋蔵金だということではないと考えております。

独立行政法人も、もちろん有意義な仕事をしてる反面、必ずしもそうでない部分もあったりするということであるわけですから、当然独立行政法人の事務事業についてきちんと精査して、その結果、不要な事務事業を整理縮小することによって無駄遣いを減らすということができれば、それはもちろんほかの用途に活用するという可能性は

十分にありますから、むしろ、そもそもそこにお金があるからそれが埋蔵金だということではなくて、きちんと中身を吟味した結果としてそれが埋蔵金だと思われるならば、それをきちんと有効活用するということが重要だと考えます。

今後の税制改革の論議に際しましては、参考資料の七ページでありますけれども、まず一つの大きな一里塚と考えているのは、平成二十一年に予定されている年金改革に関連するところであります。今の政府の方針であります、基礎年金国庫負担割合を二分の一に引き上げるとの方針が示されております。そのためには、当然のことながら年金給付のために税財源を投入する額を増やさなければつじつまが合いません。

ただ、必ずしも年金の改革に関連しては百家争鳴といひましようか、様々な案が出され、もちろん長所あれば短所もあるというようなところであります。当然、年金改革については国民的に広く様々な案が議論されるべきでありまして、いろいろなアイデアが出てくるということは歓迎すべきことなのであります。年金改革の将来的な理想像が固まらないという税財源を投入する額を増やせないというようなことは、これまた将来に向けた禍根を残すのではないかと考えております。

私が知っている限り、いずれの年金改革案も、高齢化に伴い将来税財源を投入する額を増やさざるを得ないものが大半であります。結局のところ、いつ、いずれの時期にか年金給付のための税財源を増やさなければならぬということであるならば、一つのチャンスとして平成二十一年のときの年金給付のための税財源投入額を増やすというところについては、少なくとも党派を超えて大同小異で一致協力してその方針を実現するということがあつてもいいのではないかと。税財源の投入額を増やすということにした後でゆつくりその理想像について腰を据えて議論するということは決して悪い話ではないと考えております。その意味でも、年金給付の税財源をきちんと安定的に確保

するという努力が求められると思ひます。参考資料の八ページに移りまして、この高齢化と財政健全化の中で一体どのような税財源が今後有力なのかということですが、私は消費税が有力だと考えております。

所得に対する課税は社会保険料などの形で既に今後引き上げられるということが分かつております。また、所得に対する課税は勤労世代に重く負担がかかるということですから、今後も引き続き勤労世代にだけ重い負担を課して社会保障の財源を確保するというところでよいのかというふうにも思つたりいたします。さらには、貯蓄率の低下が懸念される中で、所得税では貯蓄の二重課税という問題が発生しますが消費税ではそうではないとか、社会保険料の逆進性を消費税なら実は緩和できるかもしれないという期待も持てるのであります。

消費税は逆進的だという意見もあるんですが、経済学から考えるとそれは必ずしも正しくはないと考えております。もしその逆進的だと言葉を正しく言うならば、累進的ではないと言つていただきたいというふうに考えるわけでありまして、実は消費税は所得に対しては比例的な税でありまして、ただし累進的ではないので高所得者の人からたくさん税を取るといふものの性質は持つていないという意味で、確かに逆進性とおっしゃられる方の意見は多分そういうことをおっしゃりたいのだらうというふうには思ひますが、学術的にはそれは逆進的だとは言いません。

さらに、社会保険料は実は消費税よりも逆進的な側面があります。国民健康保険などの定額の保険料だと高所得者に対する負担の上限があつたとか、そういうようなことがありまして、参考資料の十ページにございますように、低所得者に対して、もっと露骨に言えば、所得税の課税最低限以下の人でもより重く社会保険料を負担させられていふという側面があります。もし基礎年金の部分の財源を消費税で賄うというようにならば、その部分の社会保険料は必要なくなりま

す。そうすると、その定額の保険料を引き下げることで、その分だけ低所得者に対する保険料負担を軽減するという可能性も出てまいります。その意味では、社会保険料の負担構造と消費税の構造とを吟味しながら、今後消費税の税制改革における役割を御議論いただければと思ひます。

私の方からは以上でございます。

どうもありがとうございました。

○委員長(峰崎直樹君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫でございます。

今日は、四参考人の皆さんにはお忙しいところをお越しいただきましてありがとうございます。いろいろと埋蔵金の問題、今この委員会で大きく議論されておりますので、高橋参考人にまず最初お聞きしたいところなんです。いろいろと今、土居参考人等々のお話聞きましたら、ちよつと一言まずお話を申し上げてから質問をさせていただきます。

土居参考人と水野参考人は政府税制調査会の専門委員に加つていらつしやいまして、多分その中で議論されたことが今回のいろいろな税制改正案なんかに反映されていらつしやると、そういう意味で、水野参考人は今回の税制改正案は適正だというふうにお話しされたんだと思ひますけれども、ちよつとその点について私、若干疑問があるもので、一言、二言お話しさせていただきます。

今、土居参考人のお話の中で、埋蔵金はストックなんだからストックに戻す、戻すんだつたらストックに戻すべきだというお話ありましたけれども、例えば財政融資特会の今あるストック、積立金は、これは今はストックですけれども、元々フ

ローもありまして、フロアの積み上げであるわけですね。ですから、例えば毎年のフロア、二兆、三兆、四兆ありますから、そのフロアの分を一般会計に入れるとか、そういった使い方を私はできるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、先ほど金利変動リスクをゼロにできないんじゃないかというお話ありましたけれども、これはまさに政府が言っているんですけれども、もうゼロに近づけるんだと、財政改革によつてやるんだということを言っているわけなんです。

ね。財投資付金額もこれ今までみたいは何十兆じゃなくて、もう九兆とか八兆とかそのぐらいのレベルでございまして、それと貸付計画、貸付けの返ってくる償還計画も全部分かつています。そして、いろんな国債の発行している部分の、財投資発行している部分の償還計画も全部出ています、預託金の戻り金額全部出ていますと、全部コントロールできるわけなんです。

私、銀行にいたんですけれども、そういうときはもうほとんどコントロールできて、金利変動リスクがゼロに抑えることができるというか、逆に、しないと、それこそ何やっていると、ここで株主代表訴訟で経営者が訴えられちゃうわけですよ。ですから、金利変動リスクがゼロにはできないかもしれないけど、限りなくゼロに近づけることはできるんです。ここまで明らかに資金管理ができていけばできるというふうにちよつと付言させていただきます。

それと、あといろいろ気になったので、消費税のこの資料をいただいたものなんですけれども、これ所得に応じて消費に全部回るという前提で書かれているんですけれども、私もつたない銀行員生活十六年やっていましたけれども、お金持ちのほど、所得がいったいある人のほど貯蓄性が高いです。消費できるだけ抑えます。全部銀行に預金でたまつてきちゃうんですね。ですから、消費税払いません。そういう意味では、逆進性がないというふうにお話ありましたけれども、理論的には、経済学上はそうかもしれないけれども、現

実社会ではお金持ちの人ほど貯蓄していて消費に使わないという、そういう傾向がありますから、是非今後の税制調査会の中の議論で参考にしていただきたいというふうに思っております。

そして、是非高橋参考人にお伺いしたいと思えますけれども、今日は非常に新しい提案で、埋蔵金じゃないんだと、これは露天掘りだというお話でありましたけれども、これは本当にすばらしいことかなと……

○委員長(峰崎直樹君) 富岡さん、ちよつと先にお伺いしますが、今の土居参考人に対するのは質問ですか。

○富岡由紀夫君 ちよつと後で聞きます。

露天掘りのことについてお伺いしたいんですが、今、先ほどお話出しました、私は、二十兆円二十年度末まで出てくる、そのうち九・八兆円は国債の圧縮に使うので残った十兆円を今まで暫定税率の税収不足に充当できるんじゃないかという議論をしていたんですが、その九・八兆円自体をそういった税収不足の分に充当できるという今日はお話あったものですか、それは非常に私はすばらしい発想だなというふうに思っております。

全部、国債整理基金に九・八兆円を戻すんじゃないかと、三兆円ぐらいは、二・六兆円相当分ぐらいは一般会計に入れることができるというお話なんですけれども、これは手続上どういったことが行えばできるのか、お伺いまずしたいというふうに思っております。

○参考人(高橋洋一君) 政策論ですけれども、やり方があるのかもしれないけれども、多分一番簡単なのは、ただ単に国債を三兆円出せば全く経済効果は全く同じですね。ですから、国債を三兆円更に出して、それを一般会計に入れて、それで九・八兆円償還すればいい。

ですから、まあやり方は多分たくさんあります。しよせんお金の話なんで、お金に色は付いていないと言っちゃいけませんけれども、補正を組むもしいし、いろいろやり方はある。もうテクニカルにたくさんあつて、頭に浮かびませんけれども、多分一番簡単なのはただ単に三兆円国債を出せばそれで終わると思います。

でも、多分一番簡単なのはただ単に三兆円国債を出せばそれで終わると思います。

○富岡由紀夫君 本場にすつきりいたしました。ありがとうございます。そういうことでやろうと思えば幾らでもできるというふうに理解いたしました。

それと、先ほどちよつと詳しくお話しただけなかったんですけれども、外為特会の埋蔵金、いや間違えました、露天掘りですか、について、これも十八兆円ぐらいあると。で、今問題になっているのがその借入れについて、それでドルで持っているわけで、今円高で含み損があるからそれは使えないんだということで財務大臣なんかはおっしゃっているんですけれども、その含み損の関係と埋蔵金の関係、あの露天掘りの出ている宝の山に対してその辺の関係はどういうふうに考えたらいいんですかね。やつぱりその含み損があるとそれは使っちゃいけないものなのかどうか、それは含みを実現するために清算するわけですから、そういうことを想定した上でそういう議論が財務大臣は、政府はやっているのかどうか、その辺はどういうふうに整理したらいいのか、お伺いしたいというふうに思います。

○参考人(高橋洋一君) 外為の場合は、多少ちよつと議論が複雑になるのはそのとおりだと思います。

ただ、その外為がなぜあるのかについて考えますと、これは為替の急激な変動がなくなるためですね。ですから、元々どうして為替がそのように変わるのかについて考えますと、ちよつといるんなアイデアが出てくると思うんですが、一番為替が大きく変わる、長期的に大きく変わる要因というのは、実は、為替というのは元々通貨の交換比率です。ですから、それぞれの通貨の維持、価値とかそういうものに依存する。ということ、要するにそれぞれ国の金融政策に結構依存する話なんです。

それで、海外なんかは実は余り外為資金を持っていないというのは、ほとんど似たような金融政策をする、結果的にすると、余り動かないというのがあります。

のがあります。

それで、日本だけ見ますと、実はその物価の上昇率が結構為替に影響がある、長期的にはあるんですけれども、日本の物価の上昇率だけ十年間は余りにもなくてほかの方があつたんですね。こういうのをずつと放置しておきますと、実は潜在的には円高になり得るんです。

ですから、どちらかというと、余り為替が動かないようなマクロ経済政策というのを取る方が実は簡単だと思います。ですから、そういうのを取った上でこれだけ必要なのかどうかというのを議論しながらやっていくというのが多分王道だと思ひまして、私の印象ではきちんとしたマクロ経済政策があれば、余り円高とか、余り円安というのはいなくて、そういう状況の下で考えれば、埋蔵金というの、それを資産、負債を整理していつて圧縮していった段階で出る可能性はあるのではないかなというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 政府は、今回、積立金、財政融資特別会計の積立金の準備率というの、それを一〇%から五%に引き下げましたけれども、私は参考人のお話を伺っていますと、まだそれでも高いなと思つていられるんですけれども、今の財投特別会計、財政融資特別会計のこの今の資産・負債バランス、いろんな資産のA.L.M.の状況、そういったものを考えたときに、本当に必要な金利変動準備率というの、率は大体どのぐらいで足りるか、もしお分かりになれば、三月まで財務省にいらつしやつたんで一番詳しいと思ひますので、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(高橋洋一君) 財務省はかなり前に辞めております。ここ十年間はいまいませんでしたのでよく分かりませんけれども、まさしくそこが問題で、この資産・負債差額というのは民間企業でいけば繰越利益に相当するわけですね。

ですから、そのようなことをどのように、あつたときに、それをどのように処分してどのように決めるか、実は普通の民間だったらこれは株主が決める話ですね。

ですから、まさしく国会の中で、この場合は多分株主って国民だと思ふんです、私は。ですから、国民がこういうふうなリスクを取ってくれということを決めれば、政府はその代理人ですからそれに従うしかないんだと思ふんですね。

ですから、何%が適切になっているかというのを聞くじゃなくて、実は何%という金利リスクをこういうふうにするということを政府に命ずるというのが本筋じゃないかと思ひます。

例えば、銀行でそれぞれ執行人が、自分たちがこうだと言ったときに株主が駄目と言ったら終わりなんです。ですから、この埋蔵金の議論云々というのは実は国民の方が決めるべき問題で、さっきも申し上げましたけど、リスクを取らないでくれ、だからこのようにしてくれということを、政府というのは国民の代理人ですから、そこに命ずるなり頼むということになるんじゃないでしょうか。

今現状でどのようになっているかという、私はちよつと正直言つてデータがないから分からないです。分からないですけれど、理屈だけ言えば、さっき、財投債というのがありますので、それは財投債というのは貸付期間と調達期間が理論的には同じにできるんです。ですから、すごく少なくできる。その財投債がなくてもかなりリスク管理ができるんですから、それが財投債という言葉ば究極的なリスク管理の手法があれば、それはかなりゼロに近づくことはできると思ひまして、そのリスク管理の量と実は積立金というのは連動しているんです。金利リスクの量と積立金が連動して、ある確率で金利リスクがあつたらこれだけ必要だという形になるんです。

ですから、それはマネジメントとして政府にどうしろというのは、実は国民の方が政府に要求するような問題じゃないかなというふうに思つております。

○富岡由紀夫君 私も非常にそういうふうに同感でございます。

私も、ゼロにしておいて、本当に金利がミス

マッチで、金利の損失が出てきちゃったら、そういった発生した場合は、よく民間の企業だと余分なお金を寝かせておかないんですよ。当座貸越し枠、クレジット枠をつくつておいて、そういうときに一時的に借りられるような枠をつくつておいてそこで充当するというやり方があると思うんですね。国も同じように、別に積立金を残しておくんじゃなくて、当座貸越し枠をつくつておいて、例えば政府短期証券を一時的に発行するか、それでつなぐとか、そういうことも十分考えられる、私は、というふうに思つています。

そういった考え方をこれから国会の中で議論して、それはやっぱり法案の改正が、予算の見直しとかそういうところが必要になってくると思ひますけれども、そういった考え方について、高橋参考人、もし御意見あればお伺いしたいと思ひます。

○参考人(高橋洋一君) 今のもテクニカルには一つの解になり得ると思ひます。

ただ、もうちよつと単純な話もあると思ひまして、実は民間企業でしたら、債務超過になつたらこれは大変なんです。ただ政府は、債務超過になつても帳簿上繰越し損失を立てればそれはそれで回つていくという考え方もあり得ます。ですから、逆に言うと、いつも積立金をなくした状況で一年間のパフォーマンスを見ると、パフォーマンスと、いつもゼロにしておいて、パフォーマンスを見て、それがプラスかマイナスだけ見ていくという考え方も理論的にはあり得るんじゃないかなと思ひます。

ですから、これはまさしく、どのような形で国会が政府をガバナンスするかということに依存するんです。ですから、お金を与えておいてそれでその範囲でやりなさいと言ふか、全部お金を取つちやうとあときんど面倒見ますよと言ふかというやり方の差のような気がいたしますので、そこはまさしく政府をどのようにガバナンスするかというやり方の問題だと思ふので、理論的にはたくさんあつて、どれでも私は結構まあ回るとい

うか、きちんとうまくいくんじゃないかなというふうな印象を持っております。

○富岡由紀夫君 ありがとうございます。

あと、ほかの参考人にも質問させていただいたと思ひますが、森信参考人にお伺いしたいと思ふんですが、環境税の問題をお話しただきましたけれども、今回の道路特定財源の暫定税率の引下げとは私も切り離して環境税の問題はやっぱり考える必要があるというふうに思つていふんですけれども、今回は、ガソリンに関する、自動車に関するところだけなんですけれども、環境税という話になってくると、やはりいろんなCO₂の発生源というか、いろんな産業、ほかの産業界とか、いろんな家庭でもそうですし、いろいろありますけれども、その辺の議論をどういふふうに展開すべきなのか。今回のガソリンの問題とやはりある程度関連付けた中で議論すべきなのか、それとも、全く真つ更にしてゼロから議論すべきなのか、その辺をお伺いしたいというふうに思ひます。

○参考人(森信茂樹君) 私の今の段階の考え方を

お話ししたいと思ひます。
今おっしゃいましたように、まさに環境税といひましても大きく分けて二種類あると思ひます。一つは、既存のエネルギー税を集大成して、これが高いことによって環境にいい影響を与えるという意味での環境税。それから、先ほど申しましたが、まさにCO₂の排出量に応じてもつと、あらゆるCO₂を出すものすべてに網をかぶせていくという北欧型のやり方があると思ひます。

私はこの問題、二つの問題があると思ひますけれども、時間軸が、来年度の暫定税率相当分の税率をどうするかというところが一つ大きくあるうかと思ひますので、この抜本の中で議論する時間とは当面限られていたのではないかと。そうしますと、これは私の考え方ですが、当面は、ドイツとかイギリスとかやっておりますような既存の税目を環境税として位置付けていくというやり方でやつておいて、同時に本格的なCO₂税という形

で再来年度以降の議論につないでいくべきではないかというふうな考えております。

○富岡由紀夫君 ありがとうございます。

水野参考人にお伺いしたいんですが、あと土居参考人にもお伺いしたいんですが、政府税調のいろんな大綱なんかをまとめたものを見させていただと、いろんなやつぱり格差が出てきていふというお話がありまして、その中で、その格差を是正するために所得税の累進税率、今まではずっと弱められる傾向がありましたけれども、少し戻してもいいんじゃないかと、そういった議論もある。また法人税についても、法人税、また地方法人二税、ずっと下げられてきておりますけれども、そういったものも見直してもいいんじゃないかというふうな議論もあつたかと思ふんですけれども、今の個人の所得格差、そういったものを是正する意味で、所得税の累進税率の見直し若しくは相続税の累進税率の見直し、ずっと弱められてきている傾向にありますけれども、そこら辺のまた見直しについてどういふお考えを持っておりますか、お伺いしたいというふうな思つております。

暫定税率引下げでここ数年は一時的なそういう財源の問題を考えないといけないわけですが、でも、ただ、長い目で見ると、そういった税の抜本的な見直しによって日本の税制の在り方をやはり構築していかないとけないと思つていふので、そういった観点でお伺いしたいというふうな思つております。

○参考人(水野忠恒君) 税率をどうするかという問題、特に最近言われております格差の社会というんですが、先生がおっしゃいますように、やはり税率は非常に重要な問題ですので、だんだん比例税率化しつつあつた所得税が、これは住民税との関係もありまして五%から四〇%までという、累進が以前よりも強まっておりますが、この方向はしばらく続けるべきではないかと思つております。

それから、法人税は直接格差につながるかどうか

か難しいところですが、以前は四二％が基本税率でありましたが、最近では三〇％に下がっている、こちらの方ですが、これは国際競争力その他我が国の経済情勢を見ますと、これについて税率を上げたりする、これはちよつと今の状況では私は無理で、あえて言えば、するべきではないと考えております。

以上でございます。

○参考人(土居文明君) 御質問をいただき、ありがとうございます。

私が考えておりますのは、所得税の累進度というの先生がまさにおっしゃいましたように下がってきていますから、当然、この所得格差は正と負の差を縮めるには、やはり所得税の累進度を上げることによつて直接的にそういう問題を解決することにはあります。ただ、さばりながら、別の意味でも所得格差は正ができるんじゃないかと考えているのは、低所得者に対する税額控除を認めるということは、別途これは考えられると思います。

つまり、今ですと課税最低限以下になる所得の方だと、何の恩恵も受けずに単に所得税がゼロになるというだけで終わってしまうわけでありまして、税額控除という方法を使いますと、かかるべき還付が受けられるというようにすることだとか、例えば児童税額控除を受けられるというように、なことを設けますと低所得者に対しての配慮がなされると。累進税率の問題もさることながら、そういう税額控除なども活用して所得格差は正に対応するということは考えられると思います。

さらには、相続税のことにもお話が及びましたけれども、相続税も当然かかるべき相続税をきちんと取るということは必要だと思っております。むしろ、その課税ベースを広げて税率を下げながら実効性のある形で相続税を設けるということはあるのではないかと。

先ほど先生がお触れになりましたけれども、お金持ちほど貯蓄をします。でも、お亡くなりにな

るときには結局は相続税という形で取れるということはあるから、確かに消費税では取れ漏らしがあるかもしれないけれども、そこは相続税でその税収を取るという形で対応するという方法もありまして、そういう意味では格差は正というところも消費税を用いても相続税でカバーできるのではないかと。あつておっしゃいます。

○富岡由紀夫君 ありがとうございます。

私も所得税とか相続税の税率の変化についてずっと注目して調べてみてきているんですけども、例えば相続税、平成十五年度の税制改正ですと、相続税評価額が二十億円以上の人が今まで七〇％の税率が五〇％に下がったんですね。これはもう政府税調さんのいろんな意見が出てきて、それが税制改正につながったわけですね。

ただ、そのときに、相続税評価額二十億以上で七〇％だった税率が五〇％になってその恩恵を受けた人が年間どのくらいいるかということ、財務省さんに聞きましたら、年間三十人くらいしかないということなんです。だから、日本の要するに超お金持ちの三十人です。一億二千七百五十万人のうちの三十人の人のために大幅な相続税の引下げをやっているというのは、これは金持ち優遇以外の何物でもないのかな。税制調査会の皆さんはお金持ちだからそういう議論になるのかもしれませんけれども、ちよつとややその辺が偏った議論なのかなというふうに思っております。

今言ったように、貯蓄をためていた人が相続のときにちゃんと正されれば、格差は正されれば、それはもちろんのことではないんですけれども、そういうことが今弱められてきているというところが私は問題だと思つておられます。

あと、水野参考人が先ほどお話ありましたけれども、企業の課税については国際競争力の観点からいかかものかというお話ありましたけれども、とはいっても今史上空前の日本の一部の大企業は利益を上げていて、去年一年間で五十七兆円です

か、一番過去最高の利益を上げているということ、そこから私は税を取るべきだというふうにも思つておられます。担税力のある、ちゃんと税金を負担できるところに税負担をお願いするというのが基本的な考え方だと私は思つておられます。ただやみくもに法人税率全部上げるんじゃない、ただやみくもに法人税率全部上げるんじゃない、所得税の累進税率と同じような形で、法人税にも所得金額、要するに利益ですね、に応じて税率を変えていく必要も、そういう考え方もあるのかなと思つておられます。

今も中小企業に対しては税率が軽減されていますから、八百万以下ですか、のあれについては法人税率は変えてありますから、それと同じように、そんなに全部一律に上げるんじゃない、例えば所得が年間百億以上とか三百億以上とか、一千万以上とか五千万以上とか、要するに一般の中小企業では到底もうそんな利益を上げるなんということは想定できないんですけれども、ただ一部の大企業はそういうことを、実際に利益を上げていくわけですから、そういうところにある程度税負担をお願いすると。今まで、昭和六十二年くらいですか、までは四三・三％の法人税率、今三〇％に下げたところから、それをある程度段階を踏んで引き上げるといふことも私は必要になつてくるのかなというふうに思つておられます。

企業の国際競争力があつて、国民みんなが幸せにならばいいんですけれども、今そうじゃないんです。その企業だけが利益を上げて、それはどうやって上げているかという、下請の中小企業とか従業員に負担を押しつけて給料を下げたり、正社員から非正規社員に変えたり、あと、中小企業に對していろんな下請の価格をたたきにたいて、原材料を入れる会社にもそういった納入価格を下げ、そういう中小企業に、どちからかというところ、いじめながら大企業だけが利益を上げていく。そこはやっぱりある程度税率を高くして、税金が高くなつてくれば私は、税金払うぐらいたつたら従業員に給料払おうとか、税金払うぐらいたつたら、よく接待費ありましたよね、どこか飲みに行

こうとかそんなのありますけど、そういうインセンティブにつなげていくんじゃないかな。税金を払うぐらいたつたらもう下請の企業にもうけさせてやろうと、そういうことにつながるんじゃないかというふうに思つておられます。そういった法人税率の引上げ、見直し、もう全部じゃないですよ、中小企業をいじめるんじゃない、本当に一部の何百億円も毎年利益を上げていくような企業に対して、段階的に応じて上げる必要があるのかなと思つておられますけれども、その点を改めて水野参考人と土居参考人にも伺いたいと思つておられます。

○参考人(水野忠恒君) 今先生のおっしゃった御意見ですけれども、私も決して反対ではございせん。日本が景気低迷して十年間です。

か。そのために、例えば税制調査会の中で経済界、いわゆる経済団体の方々には必ず法人税率を下げてください、そういう意見を言われていまして、私は毎回反対してきただけなんですけれども、三〇％まで下がつて、それでその先どうするかという議論のときに、研究開発減税とかいった方に、政策的に集中して負担の減少を図つた方がいいのではないかと、そういうことで研究開発減税それから情報機器の減税が行われたわけですが、どうもそちらの方が効き目があつたなということ、ですから私、これ以上下げるとかどうかということ、これは議論があると思うんですが、税率については、これは何となく今現在、上げる場合には段階税率といいますが、幾つかの種類を設けてやるしかないのではないかと。あつておっしゃいます。

というのは、いわゆる経済情勢が読めないと思つておられますか、そういうことがございまして、三〇をじゃ今度は三五にしてみますかと、それはちよつと予測がつかないものです、三〇、現在これより下げるのはちよつと困るけれども、この辺りで止まってるのが無難かなと、多少無責任で申し訳ございませんが、失礼いたしました。

○参考人(土居文明君) 今御質問いただきました

けれども、私自身といたしましては、特に雇用との関係をきちんと見た上で法人に対する税負担をどう考えるかというのを精査することが重要だと考えております。

確かに先生御指摘のように、大企業で税を減免したからといって雇用が増えないという可能性はあるということは、そういう要素があります。他方、必ずしもそうではなくて、ある意味で雇用促進のための措置を講じた企業に対しては税を減免するという可能性で、それで大企業といえどもきちんと雇用を確保した上で事業を日本で営むという可能性もあると思っています。

その意味でいいますと、ただひたすら本則税率を上げれば、それで本当に大企業は日本から逃げずにそのまま税を払うということになるかどうかというところになりますと、私は怪しいと思っております。私は、もちろん企業の内部の経営戦略については何も存じませんが、例えば大手の自動車メーカーが突然シンガポールに本社を移すなどというようなことがあれば、たちまち日本の税収は落ち込むということもありますし、さらには、せっかく税率を上げたということだったとしても、それは取りはぐれてしまうというようなことにもなりかねないという点は気を付けるべきだと思っております。その税の掛け方と会社の雇用創出との関係、これをにらみながら法人税制の在り方を考えていくということが重要ではないかと考えております。

○委員長(峰崎直樹君) 富岡由紀夫君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○富岡由紀夫君 今の日本の法人税率を上げれば海外に行っちゃうという話ありますけれども、日本国内で上げた利益については日本で課税するのが国際課税の決まりですから、逆にそれを要するに認めちゃうと、それが発生するということは課税逃れを、穴を認めちゃうという話ですから、そこはないように是非政府税調の中でも議論していただきたいと思います。

日本の国内で上げた利益は日本で課税されるわ

けですから、どこに本社を置いたって、上げられるわけですから、余り私は個人的には法人税率の高い低い日本国内に本社があるかないか、余り関係ないんだというふうに思っております。

これで時間が参りましたので、質問を終わります。以上です。

○田村耕太郎君 自民党の田村耕太郎です。

今日は、皆さんにお聞きしたいこともあるんですが、それに負けないぐらいちよつと民主党さんに御提言申し上げたいこともありますので、うまく質問になるように頑張りますけど、ちよつと演説調になるかもしれませんが、よく聞いていただければと思います。

一つ一つ民主党さんの議論をずっと聞いていますと、一つ一つは、本当に我々も胸に手を当てて反省したり、しっかりとこれからやっていかなきゃいけないなという、いい議論されているんですよ。例えば直轄事業の話がありましたよね。国と地方の在り方、例えばガソリン税、ガソリンに対する課税の在り方だったら、二十一世紀に入つて七年もたつてすべての状況が変わっているわけですよ、本則ができた四十四年前、暫定ができた三十四年前と。そういう中で、ガソリンに対する課税の在り方を見直すというの、これも議論は有意義だと思えますよ。埋蔵金の話にありますように、僕は埋蔵金というよりも、政府の、政府というか国の資産・債務管理だと思っております。BS改革、ALMの話だと思っております。

それ、それはそれで素晴らしい議論で、高橋さんがおっしゃったように、財務省というのは経理部ですから、経営者、これが議会が当たるのかもしれませんが、所有者、これは国民だと思っておりますけど、議会や国民が資産や債務の調達や運用をしつかり情報開示をされながら決めていくというのにはあるべき論だと思えますよ。ただ、すべてがごっちゃになっているんですよ。ティンバーゲンの原理ですよ。政策課題はいろいろありますけど、別々にしつかり深く議論をしていってきちんと整理していけば、これはすばらしい議論です

よ。我々もそれには乗りたい。しかし、それを暫定税率の話に全部くめるで一気と言つてこられるというのは、もう皆さん釈迦に説法だと思えますけど、ちよつといかがなものかなと思うわけですね。ということで質問に行きますので、はい。

ということで質問で、高橋さんが言われましたね、必要に応じて効率的に道路を造っていく、必要な道路は造ると、その必要性をどう計算するかという話なんですけど、まず、事前、事後という話があったんですよ。そのコストの予測というのは難しいし、高めに外れる可能性がある、需要というのは低めに外れる可能性がある、だから一・〇以上というのが妥当であると。その考え方もあるんですよ、事前、事後という分け方もあると思うんですけど、僕はこれは、これからの地方分権の時代、地方を運営するという考え方で運営していかなきゃいけない時代は、僕は、プロジェクトみたいなのを、そこを通る、その道路を求める首長がプロジェクトみたいな形で提案していつて、この道路を使つていかにニーズを、こんなニーズをつくつていきますよと。企業誘致なのか観光なのか、それとも自分のところの特産品をどこかに売るのか。

道路だけじゃない。それは、空港や港湾ともつながった大きなプロジェクト、どこまで見るかは別ですけど、モラルハザードを起こさない意味でも、本当に必要なものというのをニーズをつくり出すという観点からも検証するためにも、私はひとつ自治体に、欲しがる自治体にプロジェクトとして出させてみる。もちろん、デメリット、メリット考えなきゃいけないですよ。そのストローク効果というのがあるわけですよ。うちの近くの道路でいい道路がある、人口集積地に接いでしまったために商店街がすっからかんになっちゃった状態もあるんですよ。

ですから、メリット、デメリットを計算した上で、自治体がある道路が必要か、こういうプロジェクトがあるから必要だというのを出してきて、そのプロジェクトごとにしつかり評価すると

いう在り方がこれから必要な道路を造るということに僕は提言したいことなんですけど、高橋参考人、どう思われますか。

○参考人(高橋洋一君) 先ほどコスト・ベネフィット分析と言いましたけれども、当然のことながらそれほど単純じゃないわけですし、さっき五十年ぐらい歴史があると、だんだんだんだんいろんな手法がそこから分かれてきてまして、今、田村先生おっしゃったようなものもありますね。多分、多基準分析とか、そういうのであります。そういうのというのは実際にも活用されていますね。

ですから、いろんな国もそうですけど、経済条項というものが一個あつて、こういうことにやるからこのような効果があるということになるべく客観的に出して、それでそういうふうなものをちよつと違う基準で入れてベネフィットを計算しているというのは、普通の国ではよく行われていると思います。ですから、そんなのはどんどんやつたらいい。ただし、そのときにやっぱりきちんと情報開示する。それで、そのときにどういう基準でやっているのかということも明示するというのが必要ですね。要するに、定性的な話で何となく持つてくるとか、こういう議論をするときにこれはかなり定量的にやつた方がいいと思えます。定量的にやると後できちんとした評価もできます。

ですから、もし自信があるのだしたら、定量的にこういうふうと言つてやるといやり方で、コスト・ベネフィット分析からだんだんいろんな派生的なやり方というので、そういうのが含まれているものもあると思いますので、そういう形では是非おやりになった方がいいんじゃないかなと思っております。

○田村耕太郎君 次に、埋蔵金という言い方は僕は余り、まあ露天掘りだか何だか知りませんが、僕は、国の資産・債務改革とか、資産・債務管理というのは僕も自民党の中ですつとやってきました、これは本当に必要な議論だと思つて

ですよ。非常にさっきの外為特会の話なんか共通感呼ぶところあるんですね。

ただ、資産・債務改革はいいんですけど、たとえば、言っちゃ悪いんですけど、何かいいもの見つけたからちよつと買っちゃったと、買っちゃった後何かへそくりを探しているみたいなやり方だったら、これはちよつといかがなものかなと思うのと、埋蔵金の中でよく特別会計の積立金や準備金の話が出ていますけど、それはそれで、まあ将来の使途が決まっていたり裏に負債があったり、なかなか使い勝手が悪いものもある中で、可能性としてあるものもあるんですが、家計に例えても企業経営に例えても、へそくりを取り崩すというのは最後の手段であって、余りおしやれじやないと思うんですけど、やっぱりそのへそくり金、へそくり金だけじゃなくて、ワンシヨットで使えるお金だけじゃなくて、運用可能性のあるものと束ねて運用していつて運用利回りの一部を使つていくという考え方だったら、これはもう安定的な財源になれる可能性があるので、将来にわたつて順列を生むような資金の使い方というんだつたら僕はもういいかなと思うんですけど、ちよつとワンシヨットではどうかなと思うんです。

そこで、高橋さんに、また埋蔵金の話に戻りますけど、私、自民党の中で資産・債務改革をずっとプロジェクトチームの中でやってきたんですけど、その中で、国が金利変動リスクを持つべきではないということで財投貸付けを証券化してきたんですよ。つい最近実績がออกมาして、まあ三七ベークスぐらい付いたんですけど、これ流動化のリスクも含めて結構高いものが付いてしまったんですが、もし金利変動リスクがゼロだったら、もう三七ベークスという高い金利を払ってまで日本が証券化する意味がなくなっちゃうんですよ。これやってきたのは、金利変動リスクを国から減らそうということで、国債発行よりも高いコストを払って、言わば国民負担を新たに生む形でバランスシートをオフバランス化してきたわけですよ。これは、金利変動リスクというのはゼロに

はできないという仮定で進めてきたわけですね。これ小泉政権のときからずつとやってきて、僕は正しいと思つてやってきたんですが。

ただ、もちろん財投貸付けと財投債の平均期間を一致させてそのリスクをある程度コントロールできるようにしたという、富岡先生の質問にも出ましたけど、確かにそれはそれでそうなんですよ。大分リスクは減つてきた。しかし、ゼロかというと、いろいろシミュレーションしてみますと、モンテカルロ・シミュレーションというのがあるんですけど、モンテカルロという名前だけでちよつとギャンブルみたいで申し訳ないんですけど、こういう名前が付いているんですね。大体三千ぐらいの金利リスク発生シナリオを描いて、その中で何本ぐらいが繰越利益が赤字になるかというシミュレーションなんですけど、これ準備率というのは、財投特会というのは、会社に例えますとこれはまあ自己資本みたいなものですよ、自己資本みたいなものです。

ですから、これをどう考えるかということ、今千分の五十になつていっているんですけど、これを千分の四十にしたら六十五本当たつちやうなんです、三千本のうち。もちろんこれをどう考えるかというのは国民全体が考えることだと思ふんですよ。これは財務省が判断すべきじゃなくて、これは、国の所有者であり国の経営者である議会や国民に情報公開をして、どういうリスクの取り方をするかというのは、考えるべきだというのは高橋さんと同じなんです。

しかし、これぐらいのリスクがあるときこういうものを取り崩してワンシヨットで使つていくというのは僕はいかなものかなと思うのと、もしこれを財源として準備するんだつたら、まあ去年の決算ぐらいから、埋蔵金でもそうですよ、露天掘りでもそうですよ。会計、財務諸表の中にある数字を持つてくるんではなくて、もうキャッシュとして用意して、予算というのは積み上げて決算というのが無駄遣い減らしてすよね。ですから、決算段階で金の延べ棒見付けたらきれいに掘り出

して洗つて持つてきてほしかったですね。それで、これでやりましょうということをやつてきてほしかったんですけど、そうはなつてなくて急に、財務諸表の中から見付けたやつをこれありませというの、国民の議論を待つべきだという高橋さんの意見は僕はちよつと相入れないと思ふんですよ。国民の議論を経てから僕はこれは持つてくるべきであつたと思ふんですけど、高橋さん、いかがですか。

○参考人(高橋洋一君) 何を私に聞かれるのか、ちよつとよく分からなかつたんですけど。両党の話というのは私はちよつと関与してないの、それを除いて話をさせていただきますと、今非常に面白いデータで、三千本中六十五本です、これだけあるじゃないかと。いや、それはそうかもしれない。もしそのデータが正しければ、実は六十五本ぐらいで、どうして私だつたら残っているのかなというふうにまず思います。間を一緒にできるんですけど、実はその貸付けの方が、単純な貸付けじゃなくて均等償還とか、ちよつといろいろあるんですよ。

ですから、本當言つて、そういうふうなキャッシュフローをうまく見て、うまく債券を発行すれば実はゼロにはできます。ゼロにできるんですけど、これも、債券の発行の方が、実は国債とかほかのと一緒にやりますから、そこでちよつとできなくなるというのは実はあるんです。あるんですけど、これは多分マネジメントの問題だと思ふんですけど、もし私でしたら、もうちよつと少なくしろと言われたら、実はこれはちよつと今の話だけでもできそうかなという印象を多少持つちやいます。

それで、ここでまさしく、だれかに頼むときに、あなた、これをやつてくたさいという目標をきちんと与えて、それで駄目だつたらちよつと考え直しますよとか、そういう仕組みがあれば、このぐらいの話で、さつき財投債があつて金利リスクをどのぐらい減らせるかといつたら、これマネ

ジメントとしては結構簡単なオペレーションだと思ひますんで、そこはだから、きちんとやる人を選べば何とかなるようなオーダーの、何とかなるようなぐらいの数字ではないかなというふうにすると思つてしまひます。

ちよつと正直言つて、データが全部分かりませんけれども、財投債として、あるうち、あと先ほど証券化の話してベークスが高くなつたときと。これも、私も実はそれを一番最初やつたときに言ひましたけれども、少なくとも財投債、あれは証券化の一つですけども、これと同じレベルのときにやつた方がいいとは言ひました。要するに、国債と同じになるということは実は期待してなくて、財投債と同レベルで。ですから、ミツシヨンとしては財投債と同レベルの証券化であればいいと思ひますよ、それは今と一緒にすから。ですから、それをもし三七ベークスですと財投債よりちよつと高めな印象があるんですけど、ちよつとマネジメントの問題でミツシヨンの与え方とか、そういうの自分からみませんけれども、ちよつと不思議なような印象を抱きました。

○田村耕太郎君 まあ本當にそれはマネジメント次第なんですよ。すべてが流動的なんですよ、それがどうやるか、どう考えてやるかということ

ただ、これ、高橋さんに聞く話じゃなくて、本當にもう皆さんに聞く話余りないんで、皆さんに言ひたいことばかりなんですけれども、それを持つてこられるというのは、もうちよつと準備してやつてほしかったですね。それはもう皆さん、釈迦に説法ですけどもね。(発言する者あり) 分かちました。

じゃ、ちゃんと質問します、済みません。一般財源、特定財源を分ける基準について、ちよつと皆さんにお伺ひしたいと思ふんですよ。これ例えば道路でいえば、今、日本の人口一億二千万人、免許を持つている人が七千八百万人、日本にある車が八千五百万台、自家用乗用車という

のが五千万七百万台ぐらいですね。じゃ、これは特定財源になっているわけですよ、ガソリン税というのはね。

ところが、たばこ見てみましょうか。たばこというのは、成人の喫煙率というのが男性が、この中でどれぐらいいらっしゃるか知りませんが、四六〇%、女性が一四〇%、足して二で割って三〇%ですよ。三〇%の人がたばこを吸っているわけですね。三〇%の人のしか吸っていない。しかし、これは、一部は特定財源的な使い方もされていきますけれども、今ほぼ一般財源ですよ。

つまり、一般財源と特定財源を分けるときに受益と負担という議論をよくされますよね。受益と負担の議論が有効なのは、負担者も受益者もある程度もう偏在性があるって、偏在している度合いと、その偏在している方に掛かっている税の大きさと関係するんですね。例えばガソリン税だと、車の大きさによりますけれども満タンにしたら四千万円から五千万円だ。たばこというのは、たばこ税というのは一本八円ぐらいですよ、たばこ一本にとつて八円ぐらいです。ですから、どれぐらい偏在しているのか。車の免許を持っている人が八千万人で、たばこを吸っている人が三〇%、これでこういう分け方になっているわけですから、どれぐらいの偏在性があるって、その偏在している人にどれぐらいの重い負担が掛かっている場合だったら、どこまでが特定財源で課税根拠があるのか、どこまでが一般財源とすべきなのか、この辺りの境界というのが非常にあいまいだと思ふんですけど、これ、じゃ聞いていない先生方に一人ずつ、一分ぐらいでお願いします。

○参考人(森信茂樹君) お答えします。

大変難しい質問だと思いますが、今おっしゃいましたお話は、論理の話としてはそのとおりだと思います。つまり、偏在性というものが非常に特定財源制度に大きな納得感を与えると。しかし、現実には必ずしもそうならないと思います。

例えば、かつて、これが担当課長をやつていたときですけども、たばこの増税分を例えば国

鉄債務の返済に返したというふうなこともありまして、そのときに、沖縄の方は国鉄が走っていないのどうして債務の返済、たばこで返すんだというふうな議論があったやに私記憶しております。

つまり、この特定財源制度というのは極めて政治的なものだといふふうに思います。先ほども申し上げましたが、これから消費税を上げるときには、逆に消費税というところで、それがやはりきちんと社会保障に使われるという、国民から見ても、あかしといふんでしょ、そういう観点からの特定財源の制度設計といふふうなことが起きてくると思いますけど、それは先ほど、今おっしゃいました偏在性とは全く逆の話だといふふうに思いますので、まあ論理としては田村先生のおっしゃるとおりだと思いますけど、現実の世界は違ってきているという感じがします。

○参考人(水野忠恒君) 今先生がおっしゃいました受益と負担との関係といつたもの、これ恐らく素朴な時代にはそういうもので対応できたのではないかな。

例えば、いわゆる道路といふのは自動車が行く、その結果受益を受けるのは自動車であり、また修理に必要な費用を負担するのは自動車の所有者であるべきである、そういう考え方だったんですが、だんだん社会が発展して複雑化してまいりますと、それですべてに割り切れるかといふと、決してそういうことではなくなつてまいりまして、特に、今先生のお話で八千万台自動車があるとなりますと、これはいわゆるあらゆる人が受益を受けているといふことになりますので、受益者に負担を求めるといふ、そういう発想ではもう立ち行かなくなつてきています。

じゃ、代わりにどういう基準が立てられるかといふと、これがやはり難しい問題で、人によつて何を重視するかによつて序列が変わつてくるのではないかと、このように考えております。

○参考人(土居文朗君) 御質問に対してお答えし

たいと思いますけれども、私は、基本的に納税者がどういう行政サービスの対価を受けられるかというところでの関係が明確になると特定財源という話は説得力を増すといふことだと思ひます。当然ながら、ガソリン税だといふ道路を造るとか、いろいろな意味があると思ひます。

ただ、たばこ税の場合は、必ずしもそのたばこを、喫煙者の方がその税を払つて何の見返りの行政サービスを受けるかといふことの対応関係はなく、言わば禁止税といひましようか、たばこは健康に良くないといふことを知らしめるかのような意味で課税しているという側面が強いといふところがあります。そういう意味では、まさに受益と負担の関係はその部分ではない。つまり、そもそもサービスを受けることを前提にした課税であるといふわけではないといふような側面がかなり強いと思ひております。

もう少し別の側面について申し上げますと、実は、特定財源ないしはその目的税として掛けるということ自体は、ある意味で、政府や国会に対して国民がどこまでその使い道について信用できるかといふこととの関連があると思ひます。もちろん国会での議論で国民に対して説明するときの特定財源といふ説明ぶりといふものもあるんですけど、でも、別の言い方をすると、特定財源でなければ増税できないといふようなことだとすると、それは国民が必ずしも政府、国会の使い道に対する議論に対して信用が必ずしも置けないと、はなから使途を決めてやつてくれないと課税には応じられないと国民が言っているというシグナルでもありますので、必ずしも何でもかんでも特定財源にするといふことがいいといふふうには思われな

いわけでありまして。そういうところが考えられると思ひます。

以上です。

○田村耕太郎君 先生方、質問にならなくて済みませんでした。

○荒木清寛君 公明党の荒木清寛でございます。今日は四名の参考人の先生方には本場にありがとうございます。

〔委員長退席、理事円より子君着席〕

順次、森信参考人からお尋ねしてまいります。参考人は、暫定税率を元に戻すべきだ、その際の条件として一般財源化の実現の担保ということをおっしゃいました。それで、総理も表明しておりますし、政府・与党でも〇九年度からの一般財源化といふことを決定をしたわけでありまして、けれども、それ以上何か更に担保が必要だといふ、そういう趣旨で言われたんでしうか。

○参考人(森信茂樹君) 特に具体的にこれだといふふうには思っておりませんが、基本的には、私が思つていましたのは政府の閣議決定とか、もちろんそれが公党間のきちっとした取決めであれば、それはもうそれ以上のものはないと思ひます。

○荒木清寛君 それでは、森信参考人が言及されましたように、環境税への衣替えといふことも有力な選択肢かと思ひます、ガソリン税ですね。その場合、現行水準を維持して全部そうした環境税に衣替えといふことで課税根拠取り得るのか、あるいは国民の理解を得られるとお考えなのか、その点お聞かせ願ひます。

○参考人(森信茂樹君) まさにその点が私は議論の焦点になるべきだといふふうに思ひます。

つまり、国民からとつてみれば、あら、あれよあれよという間に道路特定財源から一般財源化し、さらには環境税といふふうな議論が変わつてきたように映つていふと思ひますので、この問題、極めて国民的にはまだこなれていない議論だと思ふんですね。したがって、秋口からの議論において、やはり環境税として納得していただく水準しか私は税負担は上げられないといふふうな考えておりますので、その部分、まず税負担ありきという形では決まてないと思ひます。

ただ、私は今のこの状況に依つて諸外国並みの最低限のガソリンに税金を課することによつて環

境問題への役割を果たすべきだというふうな考え
ておりまして、基本的には今の税率水準の維持を
図るべく、国民を説得するような議論を行うべき
だというふうな考えております。

○荒木清寛君 もう一点、○九年度は抜本税制改
革になるわけでありませうけれども、少子高齢化社
会の福祉を支える上でどういう税制改革を目指す
べきか、お考えがあればお聞きしたいと思いま
す。

○参考人〔森信茂樹君〕 私は、財務省を退官しま
して今そのことを毎日職業としてやっております
ので、少し時間取らせていただいておりますので、
少し時間取らせていただいておりますので、少し
時間取らせていただいておりますので、少し時間
取らせていただいておりますので、少し時間取り
ていただいておりますので、少し時間取らせてい
たしております。

私は、今回、このスタートの議論なんですけれ
ども、まず、いわゆる二〇一一年度までに財政バ
ランスを回復させるというのが一つの大きな、こ
れは恐らく与野党とも合意された一つのタゲー
ットだというふうに思います。

〔理事より子君退席、委員長着席〕

しかし、そのためには十数兆の要調整額という
のが必要になると。その場合、今までの歳入歳入
一体改革の閣議決定では、十数兆のうち、これは
数字が動いておりますけれども、七、八割は歳出
削減で賄うと、残りの二兆から四兆程度は税負担
の増加で賄うと、こういう閣議決定が現在あるわ
けですけれども、現状を見ておきますと、私は、
歳出削減で大部分のプライマリー黒字まで到達で
きるといった政府のプランが必ずしもうまく機能
していない。例えば、今起きておりますように、
歳出削減といつても、具体的な中身は医療費の自
己負担の引上げであったり、それから生活保護の
母子加算の切下げであったり、そういった個人の
負担増を前提とした歳出削減が動いているわけ
ですね。

したがって、私はあれだけの要調整額をどう
やってこれを埋めていくかということにつきまし
ては、本来やはり、これは分かりやすく言えばど
の程度の規模の政府を国民が欲するかということ
だと思っておりますので、受益と負担のセットを二つ

三つ選択肢を設けて、これだけの負担をするので
あればこれだけの受益が得られる、これだけの受
益であればこれだけしか得られないという、この
組合せが必要ではないかというふうな考えており
ます。

そういうことを前提にいたしまして私が考えて
おりますのは、今の受益と負担、大部分の要調整
額を歳出削減で行うというのは若干無理があるの
ではないかというふうな考えておまして、私自
身は税負担の増加というのは避けられないという
ふうな考えておまして、その場合の税目は経済
に与える負担の最も少ない消費税、これを中心に
して、しかし先ほどから議論になっておりますよ
うに、所得税の問題も年金課税という問題もある
と思っておりますし、それから相続税の課税ベースの強
化というふうな問題もあろうかと思っております。そ
ういったものを総動員しながら税負担を上げていく
と。

ただ、私としては、世界的な税制改革の流れ
れといえますのは、むしろ効率的な税制、例えば
法人税であれば引下げ競争をするというふうな、
これが現実でございます。それから、所得税も最
高税率を下げるというのが現実でございます。こ
れに逆行するようないふうな事態が起きます
ので、私は、そういった国際的な流れもしつつ
踏まえてやらなければいけないと。

そうすると、結果的には消費税負担が増加して
いきます際に生じます逆進性というものは、所得
税の、先ほど話が出ましたが、負の所得税とい
いますか、税額控除化をしていって、更には給付
につなげていくと、こういったものをパッケージ
で打ち出して、全体の累進性を今と余り変えず
に、しかし今よりは若干大きな政府になる方向で
私は考えていくべきじゃないかというふうに思っ
ております。

○荒木清寛君 次に、高橋参考人にお尋ねしま
す。先ほどのお話、また先日日本経済新聞の「経

済教室」も興味深く読ませていただきました。
それで、今日のお話でも、財投特会というのは
金利リスクをほとんどゼロに近くできるものでは
ないかと、こういうお話であったかと思いますし、
その根拠として財投債を発行できるようにした
ということがあるかと思えます。

確かに、かつての郵貯、年金の預託から財投債
に変わりましたので、かつての七期間という調
達期間から二十年、三十年という長期の調達も
できるようになったわけでありまして、これによ
って相当金利リスクは減ったんだというふうな
思えます。ただし、財投債の年限というのは五
年、十年、二十年、三十年という特定のそうい
う期間でありますので、やっぱり貸付けと財投債
の期間の合わないことによるリスク、マチュリ
ティギャップということも初めて勉強しました
けれども、それはどうしてもあるんだと思うん
です。

ですから、こういう現行制度の下で、じゃどう
いうふうな財投債を発行すれば金利リスクをゼロ
にしていけるのか、何か具体的な考えがあるん
でしょうか。

○参考人〔高橋洋一君〕 多分一番簡単なのは、五
年、十年、二十年にこだわらなければ、それはそ
れでできます。

要するに、国債というのは五年、十年、二十年
にしなきゃいけないということはない。どうい
うことかと申しますと、今、市中に出ている国債と
いうのは全部あるんです。というのは、九年は、
去年出た十年債は九年になっちゃうんです。で
から、いつ何ときでも全部の債券が実はあるの
で、そこは、こんなに固めて、五、十、二十にし
なきゃいけないという理由は余りないですね。た
だ、もうちょっと言うと、この五と十と二十と、
あともう一個か二個ぐらいあれば、その組合せで
いろいろできるのはできます。

ですから、これはさっきのマネジメントになる
んですけれど、こういうことでできるという人を
持つてくるというのが一番簡単なんです。要す

るに、こういうことでできる人によってください
という仕組みが多分一番簡単だと思います。それ
は、ちょっと聞くとええと思つちゃうかもしれ
ませんけれど、ただ、でも、エージェンシーとか
そういうことでもしなっていれば、そういう目標
を与えて、それでできるようにやってくださいと
しか言いようがないんですよ。

ですから、最初にこういうのはできないとい
う人であるという人がいれば、それは、できると
いう人によってもらえるような制度づくりを考え
た方が実は簡単だと思います。

私ちょっと言いましたけれど、五と十と二十で
こだわるという理由は実は余りないと思いま
すし、もうちょっと違う、これに三と七を入れれば
ほとんど全部できちゃいますねと個人的には思
います。

ですから、まさしく政府というのはこういうふ
うにしないといけないというふうな対象だと思
うんですよ、国民から見ると。ですから、その説明を聞いて
もしも不満というか不十分だと思えば、ほかの
人に聞くなり、できますかと聞いてやればいいん
です。

私、今また答えていきますけれども、要するに、三
つだけでやってできないというのでしたら、もう
ちょっと柔軟に考える人であればできちゃうか
もしれないと思えます。

○荒木清寛君 参考人にさせていただきます。

次に、水野参考人にお尋ねいたします。

先ほど、時間の関係で揮発油税等の暫定税率の
ところを大分はしって言われたと思えますけれ
ども、参考人のお考えは、現行のこの暫定税率の
水準で環境税に根拠を求める、いわゆる一般財源
化といえますか、そういう方向がいいのではない
かという、こういうお考えだというふうにお聞
きしてよろしいでしょうか。

○参考人〔水野忠恒君〕 今の御質問ですけれ
ども、ありがとうございます。

私の考えておりました環境税との関係ですが、
逆に環境税の方の議論として、いわゆる炭素化合

物に対して、その含有量に応じて税金を掛ける
と、これが基本的な考え方ですけれども、それ
と、いわゆる今のガソリン税ですね、石油の量に
応じて税金を掛けると。どれだけ違いが出るかと
いうことはよく分かりませんが、基本的に環
境税というのは難しいだろうなと思うてお
りました。環境省の会議などでもいろいろシミュ
レーションなんかをなされたこともあるんです
が。

と申しますのは、いわゆる道路特定財源として
のガソリン税等がありますので、それに上乗せす
る形で環境税というのは難しいだろうと。それで
上乗せが何十%できれば効き目はあるかもしれま
せんが、一%、二%上げても余り意味がないの
はないかと。

可能性としては、じゃ、これを換骨奪胎しまし
て、今まで道路財源だったものを、これを環境税
というものに仕組んで、更にそれを環境目的に使
うと。これは余りにも大きな変化になりますの
で、そうしますと、後から出発した環境税とい
うのはなかなか現実の選択肢としては難しいであ
ろうというように考えておりました。

それを背景にいたしまして、暫定税率が、これ
が法律が切れて戻ってしまったと、こういう場合
に、何をもうてやはり暫定税率は必要であるとい
うことを考えるかといいますと、やはり従来保
てきた負担が、これがやはり環境問題を一部肩代
わりしていただけないかと。

ですから、元へ戻った状態がそのまま続きます
と、やはり自動車の関係の排気ガスに含まれる炭
素化合物、これはどんどん増えていくような結果
になってしまふだろうなと、そういう意味で環境
税の名前で代替するというのを申し上げまし
た。

○荒木清寛君 最後に、土居参考人にお尋ねし
ます。

政府・与党が決定しました○九年度からのガソ
リン税の一般財源化ということはどう評価される
のかということ、道路の無駄をなくすために、

この道路特定財源だけじゃなくて道路特別会計自
体もなくなってしまう必要があるのか。その点、見
解をお尋ねします。

○参考人(土居丈朗君) 一般財源化につきまして
は基本的にいい方向だと思っております。ただ、
一般財源化すればすべて問題が解決するかといえ
ば、そうではないと考えております。

やはり、道路予算もそもそものがどれぐらいの規模
になるかという議論をきちんとしない限り、幾ら
一般財源化しても、引き続き道路予算が維持され
ればそのまま支出が流れていくということになっ
てしまします。ですから、一般財源化はあくまで
一里塚ではありますけれども、問題は、その後
の道路整備をどうするかということを中心と議
論すること、是非、私としては国会の中
で議論されることを期待したいと思います。

それからもう一つは、道路整備特別会計、今は
社会資本整備特別会計へ統合されましたが、やは
り一つの独立した区分経理という意味では、一体
道路予算がどういう形で、何を元手にし、何にど
ういう形で使われているかということを中心と経
理すること、これは重要だと、こういうふうにな
っています。ただ、それが何か権限が及びにくい
と、ある役所の独立王国になつていくか、よう
な、そういう形にならないように、まさに国会が
厳しく監視していただきたいというふうに思っ
ております。

○荒木清寛君 ありがとうございます。

○大門実紀史君 日本共産党の大門です。

もう余りお聞きすることも少ないんですけれど
も、要するに、委員会でも毎回議論になっていま
し、今日もありました埋蔵金論争でございまし
て、当面二・六兆の分の財源手当てをどうするか
ということに関連してなつていくわけですね。

要するに、ちよつとよく分からないんですけれ
ども、ずっと聞いていて。あるのかなのか、高
橋参考人と土居参考人の御意見、もう一度整理し
てお聞きしたいと思ひます。

○参考人(高橋洋一君) その埋蔵金という言い方
がちよつと不正確になつてしまふといけないの
で、バランスシートの資産・負債差額、それで、
そのうち取り崩せるものというのであれば、それ
は可能性があると思います。その意味ではあると
いう言い方ができるのかと思ひます。

先ほどちよつと私が申し上げた、既に財政融資
特別会計、これ去年の話ですけれど、金利変動準
備金で九・八兆円を取り崩して国債整理基金に入
れているというのがありますね。ですから、それ
で、その入れたやつがあるんですから、それをす
べて国債整理基金ですべてを、すべてというか、
大体その三分の一ぐらいずつなんですけれども、
市中買入れと、それとあと資金運用部特会からの
買入れ消却と、それとあと日本銀行の持っている
国債の買入れ消却で大体三分分しているんですけ
れどもね。

それは、ただ単に予算の話ではなくて、ただ計
画で決めているだけですよ。そういうふうにし
て、要するに国債買入れができるお金があ
るんですから、それは間違いない。ですから、そ
のうち三兆円でも何兆円でもいいですけれど、そ
の分をほかに、国債買入れじゃなくというふう
に使うというテクニクはあると申し上げたんで
す。

それでほかは、ほかの六兆円か七兆円ぐらい
は、それは市中買入れをすれば、少なくとも今の
案よりは景気対策にもなつて、かつ財源対策に
もなり得るという論理的な可能性を言つたわけ
です。この話は、ただ単に数字はもう出ていま
すから、その意味では、それをここで決めて、国会
で決めればそれは可能だと思ひます。

その意味では、先ほどの、何か埋蔵金というの
はちよつと言ひ方が変われば別に言ひ直しま
すけれど、既に十兆円の資金があつて、それで、そ
れについて全額国債買入れという形、国債償還
買入れ消却となつていきますけれども、それを政策
としてちよつと変えるということは、政策論とし
ては十分あり得るという意味では実は埋蔵金とい

うか、埋蔵金と言つちやあれかもしれませんが
でも、財源対策として議論することは実は
可能だと思ひます。

だから、それで先ほど申し上げたのは、それを
やつた上で更に一般財源化の修正をし、それで一
方でもちよつと、暫定税率じゃなくて恒久化に
して本則に入れたら、税金の引上げというの
を全部セットでやれば多分世界的に見ても全く文
句のない案になるんじゃないでしょうかと申し上
げたわけです。これはあくまでも政策論です。こ
れを決めるというのはまさしく国会であり、そ
ういうところで決めればいいんです。これはほか
の人はだれも決められないです。

私は、ただ単に数字の中だけで見てそういう案
が理論的にあり得るということだけ申し上げた
けなで、その意味では、フアクトだけでい
けば、これは人殺しじゃないんですから、政策論と
しては十分あり得るんで、そこは議論していただ
いたらいと思ひます。その意味では、私はその
二・六兆円というのは実はあるというふうにな
らうと思ひます。

○参考人(土居丈朗君) 埋蔵金という話がありま
すけれども、私は、まずそもそも独立行政法人の
問題については、一つ一つきちんと業務を精査し
て、その中で本当に必要だと言ひえるものがあ
れば当然その中で、例えばある組織をもう解散す
るということになつたときに剰余金があれば、それ
はもちろんそれはいわゆる埋蔵金ということにな
り得ると思ひます。

ただ、特別会計に関して言えば、必ずしもそ
うではないと思ひます。特に、財政融資資金特
別会計の金利変動準備金は、私はきちんと精査し
た上で現状の五%ということで設定したという
ふうに聞いておりますから、そういう意味ではこ
れは取り崩せるべきものではないというふう
に考へております。

特に、先ほど田村先生が御指摘されました
けれども、将来のシミュレーション、これをいたし
まして、しかも日本の金融論の第一人者の先生が数

人オソーライズした形で、それをやった上で四％にしてしまうと、いわゆる債務超過に陥る可能性があると。財政投融資で債務超過が出ていいじゃないかということ、私はそれは危険な話だと思っております。やはりきちんとコンサパティブに政府は運営されるべきであつて、もしそういうことになったときに、またぞろ、結局取り崩したけれども財政投融資は債務超過になったじゃないかといつて批判を浴びる結果になつてしまつては元も子もないというふうに考えます。

もちろん、いろいろなアイデアがあつて、取り崩せるプランはあるかもしれませんが、しかし、一〇％確実にうまくできると言える人は恐らくいないと思います。その人が失敗した場合どういうリスクが生じるか、その失敗したときにだれが責任を取るのか、もしその失敗によつて大幅な赤字ないしは損失が日本政府に生じた場合だれが責任を取るのか。これを考えるならば、やはりコンサパティブに運営されるべきであると思つております。

○大門実紀史君 そうすると、やつぱり委員会でも平行した議論が続く気がするんで、どうもはっきり分らないところがあるんですけどもね。私は、いずれにしても、土居参考人の資料を見させてもらつて、ほとんど意見合はないと思ひますけど、一つだけ意見が合うところと同じように思ふのは、いずれにせよ財源論というのは本来余りストックで考えるべきじゃないと。当面の手当てでというのは分らないではないんですけども、本来フローで考えるべきものというふうに私は思つておりました。そういう取り崩せるものがあれば当面の手当てに使うというのは否定されることではありませんが、少なくとも次年度以降はフローで考えていかなきゃならない。つまり、それぞれの政党があるべき予算の姿を示して勝負するのが本当だろうというふうに思ふところはあります。その点、もう時間ないんで、高橋参考人の御意見だけ聞いて、終わりたいと思ひます。

九・八兆円の話は、言わば予算に載つていゝから、全部フローの話です。それで、今の五％の話をどうこうするといふ議論は、私は意見は実はありません。ありますけれども、そこに触れないで実は言つた話です。一切触れておりません。それで、五を四にしたとき、先ほど田村先生の方から、はつきり言えば二％ぐらいの確率ですから、それはそれでちよつと工夫して何とかできるという気持ちは正直言つてありますけれども、ちよつとそこはそういう場合、それだけのものを言うのは不適切かもしれませんし、時間がないので言ひませんけれども、少なくともフローの話として、予算に上がつたその財融特会から整理基金特会に繰入れという金額、これについては議論して、それをほんのちよつと変えれば実では得るということを言つただけです。ですから、ストックの話とかそういう話では全くなくて、ただ単に予算に出てゐる話、それを、予算を四月から執行してゐるんですけども、今四月の頭ですから、まだ何とかなり得るんじゃないかなというふうな、政策論として私はそういうふうな思ひます。ですから、この財融特会の話とかほかの特会の話もたくさんあつて、新たに議論するといふのは正直言つて難しいかもしれせんけれども、これは議論がいろいろあります。いろいろありますけれども、私、少なくとも述べたのはそれと全然関係ない話で、今ある予算を執行してゐる中の話をちよつとしたまででございます。

一番簡単ですね。それで、できない、できないといふのは人によつて違ふと。あと、正直言つて、こんなのスキルも違ふんですよ。ですから、スキルがない人はできないといふときもあるし、スキルがあつてもできないといふ人もゐるんですよ。ゐるんですけども、そこはミッションをきちんとして、それから、政府はあくまでも代理人なんですよ。ですから、そのミッションをきちんとして、それをきちつとやるという仕組みを考えたい方がこういう議論はすぐすつきりすると思ひます。ですから、その中で客観的に、あいつはうそを言つてゐるんじゃないかと言つても、ペナルティーをすぐきつておくと、うそを言つたときに全部自分に返つてくるような仕組みをつくつた方が実は運営は簡単だということを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。(拍手)

速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(峰崎直樹君) 速記を起こしてください。

○委員長(峰崎直樹君) この際、先般本委員会が行ひました委員派遣につきまして、派遣委員から報告を聴取いたします。円より子君。

○円より子君 委員派遣について御報告申し上げます。

去る十三日及び十四日、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案外六案の審査のため、福岡県に委員派遣を行いました。

派遣委員は、峰崎委員長、辻理事、大久保理

事、愛知理事、田村理事、大塚委員、川崎委員、田中委員、森委員、荒木委員、仁比委員及び私、円の十二名です。

一日目は、福岡市内にあるガソリンスタンド、福岡外環状道路及び天神中央公園駐車場の視察を行いました。

このうち、福岡外環状道路は、福岡市博多区から西区に至る延長約十六・二キロメートル、完成時四車線の主要幹線道路です。現在、上部に並行して福岡高速五号線が福岡北九州高速道路公社により整備中であり、暫定二車線供用となつてゐる現状等について視察しました。

また、天神中央公園駐車場は、国から道路特定財源を利用して三・九億円の融資を受けて造られた福岡市の中心部天神地区に位置する地下駐車場で、その利用状況等を視察しました。

このほか、福岡市内博多区にあるガソリンスタンドにおいては、暫定税率の失効に伴う価格競争による経営への影響などについて実情を伺うことができました。

二日目は、まず、福岡県及び古賀市との意見交換を行いました。

暫定税率の失効に伴う影響について、福岡県から、県税事務所等における執行体制、県予算の執行停止の状況、県予算の資金繰り等の説明があり、中村隆象古賀市長からは、市の道路予算のおよそ半分以上を道路特定財源に依存してゐる現状から今年度の財源確保を心配してゐるが、その一方で、市道に対する補助金などについては、活用しやすくなるよう、本来、地方に一括して任せてもらいたいものである旨の意見が表明されました。

このほか、県予算全体に対する歳入欠陥の割合とその影響の程度、予算が成立しても執行できない現状の問題点、来年度以降の道路特定財源の一般財源化に対する考え方、県の道路関係の財政構造に対する懸念、総務省による地方財政計画の提示について意見が交わされました。

次に、北九州市との意見交換を行いました。

暫定税率の失効に伴う影響について、北橋健治北九州市長からは、市の道路予算の約三分の一の財源が失われ、道路予算の約八六％を執行留保せざるを得ないとの現状に関する説明があり、今回の事態により生じた歳入への影響額に関しては、国の責任において必要な措置を確実に講じてほしいとの意見に加え、今後については、新しい道路より、市民の要望を踏まえた少子化、教育、福祉等に振り向けられるよう、財源について裁量権を持つことが地方分権確立への道筋であるとの意見が表明されました。

このほか、暫定税率の失効等による経済への影響、今般の問題は道路特定財源の見直しにとどまらない国の将来の在り方に関する問題だとの認識、予算執行を留保する地方公共団体の態勢に対する評価、直轄事業負担金廃止による影響額等について意見の交換が行われました。

また、財務省福岡財務支局及び国土交通省九州地方整備局から、経済情勢等や道路整備状況等、それぞれの管内の概況について説明を聴取しました。

さらに、東九州自動車道の行橋インターチェンジ予定地を視察しました。東九州自動車道は、北九州を起点として、大分、宮崎、鹿児島各県を結ぶもので、苅田北九州インターチェンジからの延伸を予定しているものです。

最後になりましたが、今回の委員派遣の実施に当たりましては、関係者の方々に多大な御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上で報告を終わります。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路整備費の財源等の特例に関する法律の

一部を改正する法律案

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律

道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

第一条中「財源等」を「財源」に改め、「特例」の下に「その他道路整備事業に係る国の財政上の特別措置」を加える。

第二条中「高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業(これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。)」を「道路整備事業」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「道路整備事業」とは、次に掲げる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに当該道路の公共土木施設災害復旧事業費(国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第二項に規定する災害復旧事業をいう。)

一 高速自動車国道

二 一般国道

三 都道府県道又は市町村道であつて、政令で定めるもの

第二条に次の二項を加える。

3 この法律において「揮発油税等の収入額の予算額」とは、一會計年度の揮発油税等の収入額の予算額に相当する金額及び当該會計年度の石油ガス税の収入額の予算額の二分之一に相当する金額の合算額をいい、「揮発油税等の収入額の決算額」とは一會計年度の揮発油税の収入額の決算額に相当する金額及び当該會計年度の石油ガス税の収入額の決算額の二分之一に相当する金額の合算額をいう。

額の決算額の全額に相当する金額及び当該會計年度の石油ガス税の収入額の決算額の二分之一に相当する金額の合算額をいう。

4 この法律において「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社(以下単に「会社」という。)が行うものをいう。

一 高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路(以下単に「高速道路」という。)のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業(これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。)であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。))第十三条第一項第七号に規定する料金をいう。以下同じ。の額の設定、同号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

第三条第一項中「平成十五年度以降五箇年間」を「平成二十年度以降十箇年間」に改め、「当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分之一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。))が同年度の揮発油税の収入額の決算額の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分之一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。))を超えるときは、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、当該超える金額については、この限りでない。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 当該年度の揮発油税等の収入額の決算額当該年度の前年度については、揮発油税等の収入額の予算額の合計額が当該各年度の道路整備費の決算額(当該年度の前年度に於いては、道路整備費の予算額)の合計額を超えるときは、当該超える額

第三条第六項中「前三項」を「第五項から第七項まで」に、「第三項の事業の量を変更しようとする場合」を「第五項の道路整備事業の量の変更」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「事業」を「道路整備事業」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 国土交通大臣は、第五項の規定による閣議の決定後五年を目途として、社会経済情勢の変化を勘案し、同項の道路整備事業の量について検討を加え、必要があると認めるときは、当該道路整備事業の量の変更の案を作成するものとする。

第三条第四項中「事業」を「道路整備事業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「平成十五年度以降五箇年間」を「平成二十年度以降十箇年間」に、「道路の整備に関する事業」を「道路整備事業」に、「作成して」を「作成し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「平成二十年度以降十箇年間は、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。))の規定による措置を講じてなお道路整備費の財源に不足を生ずると認められるときは、第一項」に改め、「平成十五年度以降五箇年間は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の

予算額が、同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足し、又は当該揮発油税等の収入額の決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「合算額に相当する金額」とあるのは、「合算額(当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは当該合算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額を超えるときは当該合算額から当該超える額を控除した額)に相当する金額」とする。

3 政府は、平成二十九年年度末における第一項各号に掲げる額の合算額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、平成三十年度以降の各年度の道路整備費の予算額の合計額が当該超える額に相当する金額に達するまでの間、毎年度、当該超える額の全部又は一部に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならない。

第四条の見出しを「(国の負担又は補助の割合の特例)」に改め、同条中「平成十五年以降五箇年間に、平成二十年以降十箇年間に、負担金の割合又は補助金の率」を「負担又は補助の割合」に改める。

第五条第一項中「平成十五年以降五箇年間に、平成二十年以降十箇年間に、」第二条の政令で定める都道府県道その他の「を」第二条第一項第二号又は第三号に掲げる「に、」のうちその規模について国土交通大臣が定める基準を超えないものであつて、公共公益施設の整備等に關連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに關する事業のうち、当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に行われる「を」に關する事業で次に掲げる基準に適合するもののうち、当該十箇年間に実施する「に、」対象事業」を「交付金対象事業」に改め、

同項に次の各号を加える。

一 当該事業の規模が国土交通大臣の定める基準を超えないものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に關連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために行われる必要があると認められるものであること。

四 一定の地域において一体として行われるものであること。

五 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

第五条第二項中「当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額」を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「対象事業」を地方道路整備臨時交付金を充てて実施する交付金対象事業に改め、「国」の下に「負担又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の」を「第四項の」に改め、「により」の下に「当該年度に」を、「第二項」の下に「第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を、「配分割合」の下に「第四項の規定により」を加え、「が前項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を当該年度において提出された同項に規定する計画に基づき実施されるすべての対象事業を」から提出された計画に基づく交付金対象事業の実施に要する費用の額を同項の規定により提出されたすべての地方公共団体の計画に基づく交付金対象事業の実施に改め、同項ただし書中「額は、」の下に「第四項の規定により」を加え、「が同項に規定する計画に基づき実施する対象事業を」から提出された計画に基づく交付金対象事業の実施に改め、同項を同条第六項とし、同条第三

項中「地方道路整備臨時交付金をその費用の財源に」を「地方公共団体は、地方道路整備臨時交付金を」に、「対象事業を実施しようとする道路管理者は、毎年度の当該対象事業を」交付金対象事業を実施しようとするときは、各年度ごとに、その年度の当該交付金対象事業に改め、「關する計画」の下に「を作成し、これを」を加え、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 地方公共団体は、前項の規定により当該地方公共団体が道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。)である道路以外の道路の交付金対象事業の実施に關する計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者に協議しなければならない。

第五条第二項の次に次の一項を加える。

3 当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が、同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足し、又は当該決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「予算額」とあるのは、「予算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額を超えるときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額から当該超える額を控除した額)」とする。

(地方道路整備臨時交付金)

第六条 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。)に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項(同法第十七条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる事業に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

一 当該地方公共団体が行う一般国道の新設又は改築に關する事業

二 当該地方公共団体が国の補助を受けて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に關する事業

三 当該地方公共団体が地方道路整備臨時交付金の交付を受けて行う交付金対象事業

3 前二項の規定による貸付金(以下この条において「地方道路整備臨時貸付金」という。)の貸付けの決定は、平成二十五年三月三十一日までに限り行うことができる。

4 地方道路整備臨時貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

5 前項に定めるもののほか、地方道路整備臨時貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等)

第七条 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料(機構法第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。)の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日(以下「承継日」という。)において、承継日における次に掲げる機構の債務(以下「機構債務」という。)

で第四項の同意(第八項の変更の同意を含む)を得た次項の計画(以下「同意計画」という。)に定められたものを、一般会計において承継する。

一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息(承継日以前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされているものに限る。)に係る債務

二 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二二号)第十六条第二項に規定する道路債券等(以下「機構債券等」という。)に係る債務(承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。)

2 機構及び会社は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の規定に基づき管理を行っている高速道路(当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この条において同じ。)に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。

一 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項

二 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項

三 機構が前号の高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のため、前項の措置によりその負担の軽減を図ることが必要となる機構債務に関する事項

四 計画期間

5 その他国土交通省令で定める事項

い。
4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができ。

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金等の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

三 当該計画の実施による機構債務の負担の軽減が第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要かつ最小限のものであると認められること。

四 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 機構は、第二項の計画を作成するために必要があるとき、第一項第二号に掲げる債務に係る機構債券等のうち社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用があるものを取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関(社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をい

う。以下同じ。)及び当該振替機関の下位機関(社債等振替法第二条第九項に規定する下位機関をいう。以下同じ。)に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

8 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

9 国土交通大臣は、承継日を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等)

第八条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。)、社債等振替法、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二條第四項及び第五項を除く。

二 日本道路公団等民営化関係法施行法第十六條第二項に規定する道路債券等 同条第一項

2 機構は、前条第四項の同意(同条第八項の変更の同意を含む)を得たときは、直ちに、当該同意計画に定められた同条第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券等のうち社債等振替法の規定の適用があるもの(以下この条において「振替機構債券等」という)を取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関(以下この条において「同意振替機関」という)に対し、振替機構債券等の種類及び当該種類ごとの金額その他振替機構債券等に関する国土交通省令で定める事項(次項において「振替機構債券等の種類等」という)を通知す

るとともに、社債等振替法第二条第五項に規定する振替機関等(以下この条において単に「振替機関等」という)が振替機構債券等の振替を行うための口座を開設した者(以下この条において「特定加入者」という)の氏名又は名称その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要なものとして国土交通省令で定める事項(以下この条において「特定加入者の氏名等」という)について報告を求めなければならない。

3 前項の通知を受けた同意振替機関は、直ちに、その直近下位機関(社債等振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条において同じ)に対し、振替機構債券等の種類等を通知するとともに、特定加入者の氏名等について報告を求めなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関(社債等振替法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ)について準用する。

5 第二項又は第三項(前項において準用する場合を含む)の規定による報告を求められた同意振替機関、直近下位機関及び口座管理機関は、速やかに、当該報告をしなければならない。その報告をした特定加入者の氏名等に変更があつたときも、同様とする。

6 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、特定加入者に対し、承継日の二十日前までに機構に対し振替機関等により当該特定加入者のために開設された振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座(当該口座の必要がないときは、その旨)を通知すべき旨を通知しなければならない。

7 振替機構債券等については、承継日の一月前の日から承継日までの間、社債等振替法第二百一十條において準用する社債等振替法第七十條第一項又は第七十一條第一項の振替又は抹消の申請(相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事

由による振替又は抹消の申請を除く。）その他社債等振替法又は社債等振替法に基づく政令の規定による申請であつて政令で定めるものをする
ことができる。

8 機構は、承継日の二十日前までに、次に掲げる事項を財務大臣及び国土交通大臣に通知するものとする。

一 振替機構債券等の名称

二 特定加入者の氏名又は名称

三 特定加入者ごとの振替機構債券等（当該特定加入者が質権者である場合におけるその質権の目的である振替機構債券等を除く。）の金額

四 特定加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替機構債券等の金額

五 特定加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第三号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額

六 特定加入者から通知を受けた第六項の口座（当該通知がないときは、特定加入者から同項の口座の必要がない旨の通知を受けた場合を除き、機構が次項に規定する振替機関又は当該振替機関の下位機関から特定加入者のために開設を受けた振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座）

七 その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要な事項

9 財務大臣は、前項の通知を受けたときは、承継日の二週間前までに、国が社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 前項第二号から第六号までに掲げる事項
二 振替機構債券等の承継日以後における名称及び記号

三 その他振替機構債券等の承継日以後における振替のために必要な事項
前項の通知を受けた振替機関は、承継日まで、当該通知に係る振替機構債券等について、

次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる措置

イ 当該口座の第八項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録

ロ 当該口座の第八項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録

ハ 当該口座の第八項第五号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録
ニ 当該口座の特定加入者に対する第八項第六号に掲げる口座に関する事項及びイからハまでの記載又は記録に関する事項の通知

二 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものでない場合には、次に掲げる措置

イ その直近下位機関であつて特定加入者の上位機関（社債等振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。）であるものの口座（当該口座管理機関又はその下位機関の特定加入者が振替機構債券等についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座に限る。）における特定加入者に係る第八項第三号の金額及び同項第四号の金額の合計額の増額の記載又は記録

ロ イの直近下位機関に対する前項第一号及び第二号に掲げる事項の通知

11 前項の規定は、同項第二号ロ（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

12 承継日以後における社債等振替法の国債に関する規定の適用については、振替機構債券等は社債等振替法第九十一条第三項第二号二に掲げる振替国債と、第十項（前項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録は当該振替国債についての社債等振替法第九十二条第

二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録とみなす。

13 振替機関等は、承継日に、当該振替機関等が備える振替口座簿（社債等振替法第十二条第三項又は第四十五条第二項に規定する振替口座簿をいう。）中の振替機構債券等についての記載又は記録がされている口座において、当該振替機構債券等についての記載又は記録（第十項第十一項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録を除く。）の全部を抹消するものとする。

14 前各項に定めるもののほか、前条第一項の規定による債務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三項から第六項までを次のように改める。

3 同意計画に定められた第七条第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券等のうち、承継日において現に証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第三条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録を受けているものについては、承継日に、当該登録を行っているものについては、承継日に、当該登録を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

5 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

6 附則第三項に規定する機構債券等については、承継日以後二週間、国債の登録（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。）を請求することができない。国債の登録の除却についても、同様とする。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（調整規定）

第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第七項の規定の適用については、同項中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは、「社債等の振替に関する法律」とする。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）
第四条 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「道路整備特別会計」を「社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定」に改める。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）
第五条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表道路の項中「道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項第二号又は第三号に掲げる」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）
第六条 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正す

る。

る。

附則第七項の表道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第四条の項中「道路整備費の財源等の特例に関する法律」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項中「道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項各号に掲げる」に改める。

第二百一条第二項第一号中「を」とし、イからチまでを口からリまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第二百二条の二の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入
第二百二条の次に次の一条を加える。
(道路整備勘定における揮発油税の収入の帰属)

第二百二条の二 揮発油税の収入のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。)に定める額に相当するものは、同法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする。

第二百三条第二項中「道路整備事業」の下に「(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)」を加える。

附則第十二条中「繰入金」の下に「及び附則第五十条の二第一項の規定による国債整理基金特

別会計から道路整備勘定への繰入金」を加える。

附則第五十条第二項中「第二百一条第二項第一号イ」を「第二百一条第二項第一号ロ」に、「同号ハ」を「同号ト」に、「道路整備事業」を「交付を」に、「道路整備事業」を「交付」に改め、「除く。」を削り、同条第十項、第十二項及び第十四項中「第二百一条第二項第一号ハ」を「第二百一条第二項第一号ト」に、「同号ハ」を「同号ト」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、道路の整備の財源のために発行された公債の償還の財源に充てられた第四十二条第五項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れをする場合には、当該繰入れをする金額を限度として、各年度における国債の償還その他国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の貸付けに要する費用の財源に充てるため、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをすることができ、この場合において、当該繰入れをすることができる金額の合計額は、五千億円を限度とする。

2 前項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをした場合においては、後日、その金額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

3 道路整備勘定において道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この条において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。以下この条において同じ。)に相当

する金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金額が、当該年度における道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 第二百一条第二項の規定によるほか、第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還金はそれぞれその繰入れをした年度又はその償還を受けた年度における同勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

6 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れを行う場合においては、第二百三条第二項の規定の適用については、同項中「交付」とあるのは、「交付及び同法第六条第三項に規定する地方道路整備臨時貸付金の貸付け」とする。

平成二十年四月二十八日印刷

平成二十年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A